

情報通信審議会 情報通信技術分科会
電波有効利用委員会 報告(案)

諮問第 30 号

「社会環境の変化に対応した電波有効利用の推進の在り方」のうち
「周波数割当の在り方」(携帯電話等周波数の有効利用)について

令和 8 年 9 月

目次

はじめに	1
第1章 検討の背景・経緯	2
1-1 携帯電話等周波数の割当に関する制度	2
1-1-1 特定基地局の開設計画の認定制度	2
1-1-2 携帯電話等周波数の一斉再免許制度	3
1-1-3 携帯電話等周波数の再割当制度	5
1-1-4 電波の利用状況調査及び有効利用評価制度	6
1-2 モバイルネットワーク整備に関する最近の動向	7
1-2-1 携帯電話等周波数の割当状況	7
1-2-2 特定基地局の開設計画の認定の有効期間	8
1-2-3 移動通信トラヒックの動向と今後の見通し	8
1-2-4 モバイルネットワーク整備に関する最近の動向	10
1-2-5 「デジタルインフラ整備計画 2030」の策定	12
1-3 携帯電話等周波数の有効利用に関する検討作業班の設置	14
1-3-1 携帯電話等周波数の有効利用促進に向けた課題	14
1-3-2 携帯電話等周波数の有効利用に関する検討作業班の設置	15
第2章 検討に当たっての基本的な考え方	18
2-1 一斉再免許の基本的な考え方	18
2-2 検討の進め方	19
第3章 次期一斉再免許に向けた制度的な対応の方向性	21
3-1 論点	21
3-2 主な意見	21
3-2-1 構成員からの主な意見	21
3-2-2 事業者からの主な意見	22
3-3 考え方	23
第4章 次期一斉再免許に向けた審査基準に係る対応の方向性	25
4-1 論点	25
4-2 主な意見	25
4-2-1 構成員からの主な意見	25
4-2-2 事業者からの主な意見	26
4-3 次期一斉再免許に向けた審査基準に係る対応の方向性	29
4-4 具体的な審査基準の考え方	30
4-4-1 周波数帯ごとの技術的特性に応じた審査	30
4-4-2 周波数帯共通の審査	31
4-4-3 その他必要な事項	32

第5章	その他の主な意見	34
5-1	構成員からの主な意見	34
5-2	事業者からの主な意見	34
第6章	今後の進め方	36
6-1	携帯電話等無線局の一斉再免許に向けた今後の進め方	36
6-2	作業班の今後の進め方	36

はじめに

情報通信審議会 情報通信技術分科会 電波有効利用委員会（主査：藤井 威生 電気通信大学先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター教授。以下「委員会」という。）は、令和 7 年諮問第 30 号「社会環境の変化に対応した電波有効利用の推進の在り方」のうち「周波数割当の在り方」に基づき、携帯電話等（携帯電話及び全国 BWA（Broadband Wireless Access）をいう。以下同じ。）周波数の有効利用について検討を行うため、令和 8 年 3 月に「携帯電話等周波数の有効利用に関する検討作業班」（主任：藤井 威生 電気通信大学先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター教授。以下「作業班」という。）を設置した。

作業班は、令和 8 年 4 月から 8 月にかけて計 5 回の会合を開催し、令和 9 年 10 月に予定されている携帯電話等無線局の一斉再免許に向けた制度的対応等について、専門的な見地から、具体的かつ集中的な検討を行った。

本報告は、作業班及び委員会におけるこれまでの検討の結果を踏まえ、「一次とりまとめ」としてまとめたものである。

第 1 章 検討の背景・経緯

第 1 章は、携帯電話等周波数の有効利用に関する検討作業班を設置するまでの背景・経緯として、携帯電話等周波数の割当に関する制度、我が国におけるモバイルネットワーク整備に関する最近の動向や、携帯電話等周波数の有効利用に向けた課題等をまとめたものである。

1－1 携帯電話等周波数の割当に関する制度

1－1－1 特定基地局の開設計画の認定制度

携帯電話等周波数については、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 27 条の 14 に基づく特定基地局の開設計画の認定制度等により割り当てられてきた。

特定基地局の開設計画の認定制度とは、携帯電話の基地局など、同一の者が相当数開設する必要がある無線局（特定基地局）について、特定基地局の開設計画（基地局の整備計画。以下「開設計画」という。）の認定を受けた者のみが、一定期間（原則 10 年間）、排他的な免許申請が可能となる制度である。

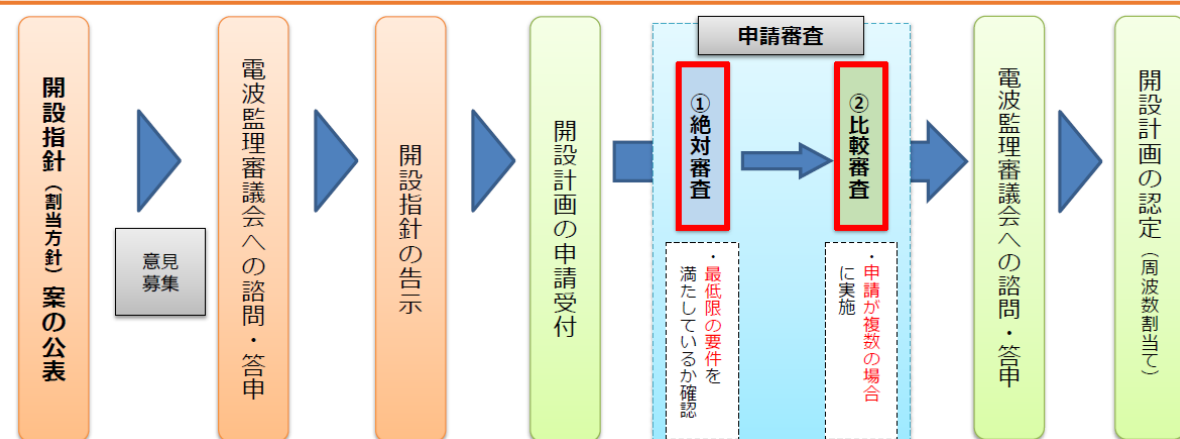
開設計画の認定による携帯電話事業者及び全国 BWA 事業者（以下「携帯電話事業者等」という。）への周波数割当ては、電波法上、①特定基地局の開設指針（以下「開設指針」という。）の策定、②開設計画の申請の受付、③開設計画について開設指針に照らして審査・認定という手順で実施される。

また、令和元年電波法改正により、周波数の経済的価値を踏まえた割当制度が整備され、開設計画に、周波数の経済的価値を踏まえて、申請者が申請する周波数の評価額（特定基地局開設料）を記載するとともに、特定基地局開設料も考慮して、総合的に審査を行うこととされた。

携帯電話等周波数の割当方式（特定基地局の開設計画の認定制度）

1

- 携帯電話の基地局など、同一の者が相当数開設する必要がある無線局（特定基地局）については、**開設計画**（基地局の整備計画）の認定を受けた者のみが、一定期間（原則10年間）、特定基地局の**免許申請が可能**【電波法第27条の18】
- 携帯電話事業者への周波数割当ては、電波法上、次の手順で実施【電波法第27条の12・第27条の14】
 - ① 審査基準等を示す**開設指針**（割当方針）を作成【パブリックコメント及び電波監理審議会への諮問・答申が必要】
 - ② 開設計画の申請の受付
 - ③ 開設指針に照らして審査・認定【開設計画の認定には、電波監理審議会への諮問・答申が必要】
- 令和元年電波法改正により、周波数の経済的価値を踏まえた割当制度を整備。
 - ・ 開設計画に、周波数の経済的価値を踏まえて、申請者が申請する周波数の**評価額**（特定基地局開設料）を記載
 - ・ 特定基地局開設料も考慮して、総合的に審査



【図 作業班資料 1 - 1 p 1】

1 - 1 - 2 携帯電話等周波数の一斉再免許制度

無線局を開設するためには総務大臣より免許を付与される必要があり（電波法第4条）、免許の有効期限は免許の日から起算して5年以内の総務省令の定める期間となるが、有効期限前に申請を行うことにより再免許を取得することも可能である（電波法第13条第1項）。

携帯電話等の無線局の再免許については、個別の免許単位で、有効期限が到来する無線局から順次、再免許の申請がなされ、審査が行われていたため、再免許時に移动通信システム全体としての周波数の有効利用の度合いを把握し、審査することが難しい状況となっていた。

そのため、「電波政策 2020 懇談会報告書」（平成 28 年 7 月）において、「移动通信システム向けの周波数の有効利用を継続的に確保する観点から、再免許申請について、移动通信システムとしての周波数の有効利用の状況を踏まえて審査できる仕組みと

して再免許を個々の無線局免許単位ではなくシステム単位で行うこと等を検討すべきである」とされたことを受け、携帯電話等の無線局の再免許に関する制度について、次のとおり見直しが行われた。

①一斉再免許制度の導入

携帯電話等の無線局の免許について、有効期限の時期を揃えることにより、再免許を同時期に一斉に行う「一斉再免許」が導入された（次回の一斉再免許は、令和9年10月。）。

②再免許申請時の将来業務計画の提出

再免許申請の際、次の免許期間中の基地局整備計画等を記載した「将来の業務計画等」（以下「将来業務計画」という。）を提出することとされた。他方で、将来業務計画については、形式的な審査のみに留まっており、その内容の適正性については審査が行われていない。

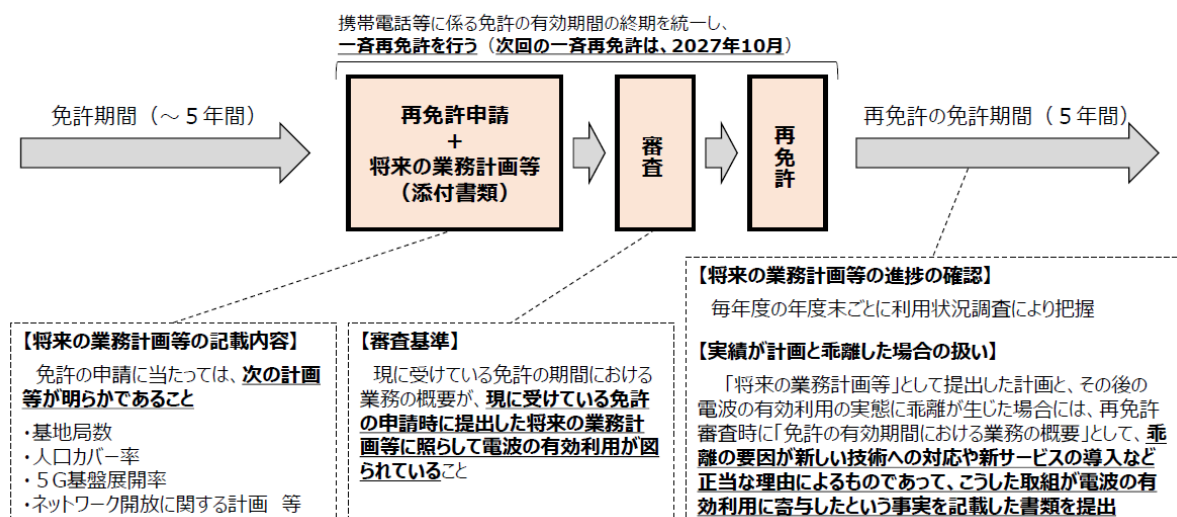
（参考） 現行の携帯電話等無線局の再免許制度

7

- 「電波政策2020懇談会 報告書」（2016年7月）において、「再免許申請について、移動通信システムとしての周波数の有効利用の状況を踏まえて審査できる仕組みとして再免許を個々の無線局免許単位ではなくシステム単位で行うこと等を検討すべき」とされたことを受け、再免許制度を以下のとおり見直し。

- ①携帯電話等の無線局の再免許を時期を揃えて行う「一斉再免許」を導入（**次回の一斉再免許は2027年10月**）
- ②再免許申請の際、次の免許期間中の基地局整備計画等を記載した「将来の業務計画等」の提出を求める

携帯電話等の再免許制度の概要



【図 作業班資料4－1 p 7】

1-1-3 携帯電話等周波数の再割当制度

「デジタル変革時代の電波政策懇談会 報告書」（令和3年8月）において、携帯電話等の周波数の固定化に対応するため、携帯電話等周波数の再割当制度の導入が提言された。

当該報告書を踏まえ、「電波法及び放送法の一部を改正する法律」（令和4年法律第63号）により、携帯電話等周波数の再割当制度が導入された。

当該制度では、携帯電話等の電気通信業務用基地局が使用している周波数について、いずれかの場合に再割当てができることとされている。

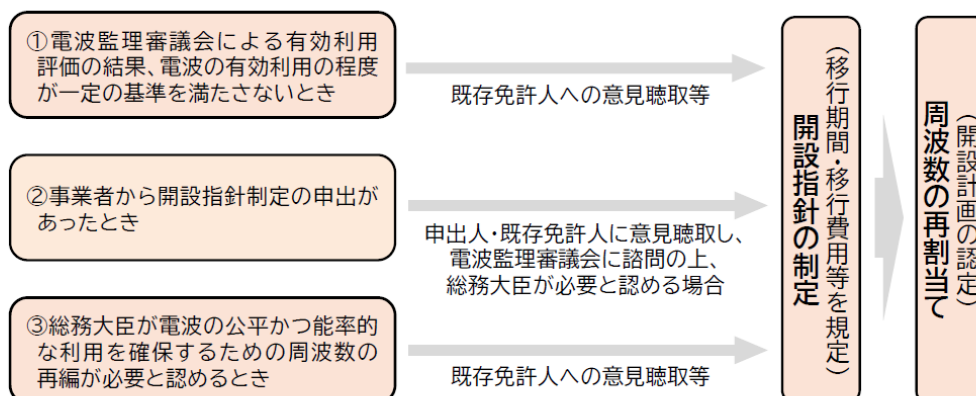
- ・電波監理審議会による電波の有効利用の程度の評価（以下「有効利用評価」という。）の結果が一定の基準を満たさないとき
- ・開設指針の制定の申出を受け、有効利用評価の結果等を勘案して、再割当審査の実施が必要と総務大臣が決定したとき
- ・電波の公平かつ能率的な利用を確保するために周波数の再編が必要と総務大臣が認めるとき

携帯電話等周波数の再割当制度

2

- 携帯電話等の電気通信業務用基地局が使用している周波数について、次の場合に**再割当て**ができる※。
- 電波監理審議会による有効利用評価の結果が一定の基準を満たさないとき
 - **開設指針の制定の申出を受け、有効利用評価の結果等を勘案して、再割当審査の実施が必要**と総務大臣が決定したとき
 - 電波の公平かつ能率的な利用を確保するために**周波数の再編が必要**と総務大臣が認めるとき

※ 令和4年の電波法改正により競願の申出ができる制度を新設



※1 排他的に免許申請できる期間は原則10年。

※2 周波数の円滑な移行を促進するため、新たに周波数の再割当てを受けた事業者が、既存免許人の移行費用を負担する終了促進措置の活用が可能。

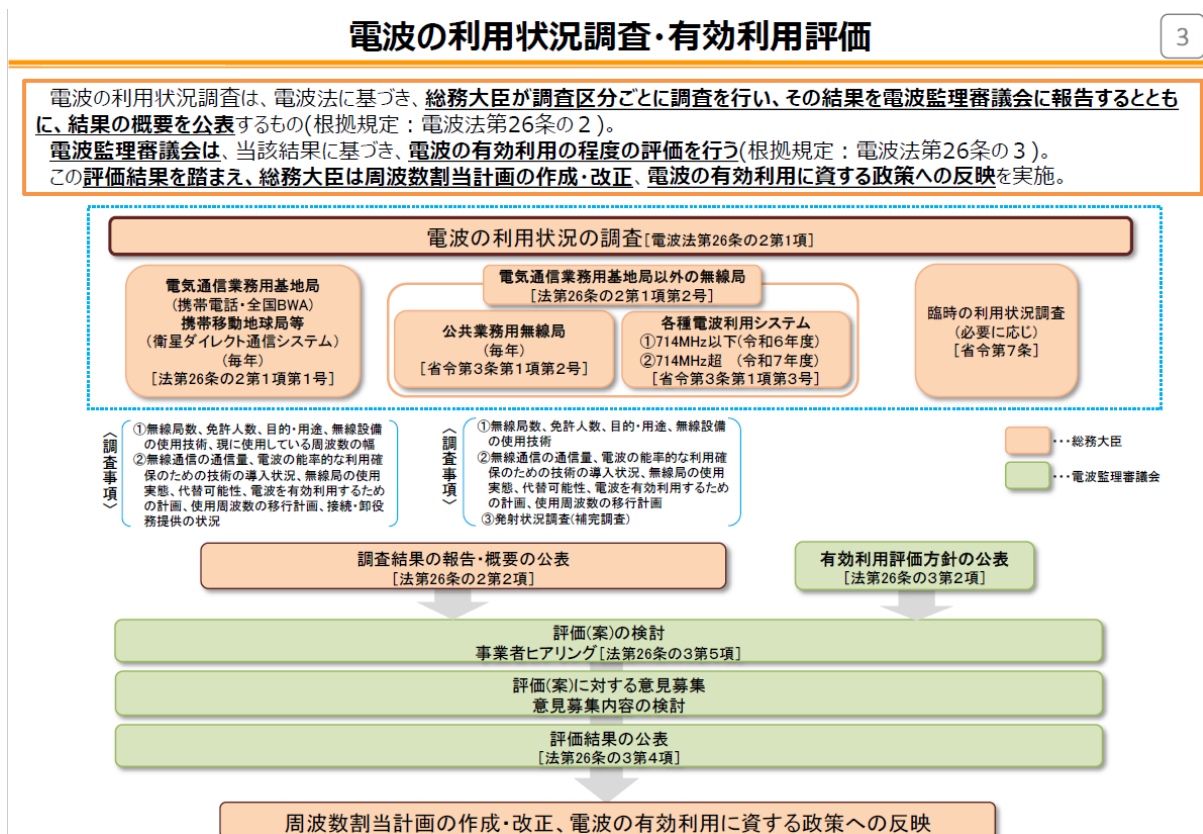
※3 事業者間の終了促進措置の協議が調わない場合、電気通信紛争処理委員会にあつせん・仲裁の申請が可能。

1－1－4 電波の利用状況調査及び有効利用評価制度

電波の利用状況調査は、電波法に基づき、総務大臣が調査区分ごとに調査を行い、その結果を電波監理審議会に報告するとともに、結果の概要を公表するものである。

従来は、総務大臣が、当該結果に基づき、有効利用評価を行ってきたが、「電波法及び放送法の一部を改正する法律」（令和4年法律第63号）により、電波監理審議会が、有効利用評価を行うこととされた。

この有効利用評価の結果を踏まえ、総務大臣は、周波数割当計画の作成・改正、電波の有効利用に資する政策への反映を実施することとなっている。



1-2 モバイルネットワーク整備に関する最近の動向

1-2-1 携帯電話等周波数の割当状況

携帯電話等周波数については、特定基地局の開設計画の認定制度が平成12年の電波法改正により導入されて以降、累次に渡り当該制度に基づく周波数割当てが行われてきた。

現在では、携帯電話事業者5者（株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、沖縄セルラー電話株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）及び全国BWA事業者2者（UQコミュニケーションズ株式会社、Wireless City Planning 株式会社）の計7者が、同制度によって周波数を割り当てられている¹。

直近では、令和5年10月に楽天モバイル株式会社に対して700MHz帯の割当てを実施したほか、令和6年12月にソフトバンク株式会社に対して4.9GHz帯の割当てを実施している。

携帯電話等周波数の割当状況

4

- 携帯電話事業者・全国BWA事業者7社に周波数を割当て。
- 2023年10月に、楽天モバイル株式会社に対して、700MHz帯の割当てを実施。
- 2024年12月に、ソフトバンク株式会社に対して、4.9GHz帯の割当てを実施。

【移動通信システム用周波数の割当状況（2026年3月時点）】

	700MHz帯	800MHz帯	900MHz帯	1.5GHz帯	1.7GHz帯	2GHz帯	2.3GHz帯	2.5GHz帯	3.4GHz帯	3.5GHz帯	3.7GHz帯 4.0GHz帯	4.5GHz帯 4.9GHz帯	28GHz帯	合計
	FDD	FDD	FDD	FDD	FDD	FDD	TDD	TDD	TDD	TDD	TDD	TDD	TDD	
 docomo	20MHz 2012年認定 2022年満了	30MHz		30MHz 2009年認定 2014年満了	40MHz 東名阪のみ 2006年認定 2011年満了	40MHz			40MHz 2018年認定 2028年満了	40MHz 2014年認定 2019年満了	100MHz 2019年認定 2024年満了	100MHz 2019年認定 2024年満了	400MHz 2019年認定 2024年満了	840MHz
 au	20MHz 2012年認定 2022年満了	30MHz		20MHz 2009年認定 2014年満了	40MHz 2018年認定 2028年満了	40MHz	40MHz 2022年認定 2027年満了			40MHz 2014年認定 2019年満了	200MHz 2019年認定 2024年満了		400MHz 2019年認定 2024年満了	830MHz
 UQ Communications								50MHz うち20MHz うち30MHz		2013年認定、 2007年認定、 2018年満了、 2012年満了				50MHz
 SoftBank	20MHz 2012年認定 2022年満了		30MHz 2012年認定 2022年満了	20MHz 2009年認定 2014年満了	30MHz 2005年認定 2010年満了	40MHz			40MHz 2018年認定 2028年満了	40MHz 2014年認定 2019年満了	100MHz 2019年認定 2024年満了	100MHz 2024年認定 2040年満了	400MHz 2019年認定 2024年満了	820MHz
 WIRELESS CITY PLANNING								30MHz 2007年認定 2012年満了						30MHz
 Rakuten Mobile	6MHz 2023年認定 2033年満了				80MHz うち40MHz（東名阪以外） うち40MHz（全国）	2021年認定、2028年満了 2018年認定、2028年満了					100MHz 2019年認定 2024年満了		400MHz 2019年認定 2024年満了	586MHz
合計	66MHz	60MHz	30MHz	70MHz	190MHz	120MHz	40MHz	80MHz	80MHz	120MHz	500MHz	200MHz	1600MHz	3,156MHz

認定期間中の周波数

認定期間が満了した周波数

開設計画の認定に係らない周波数

¹ 特定基地局の開設計画の認定の有効期間が満了した周波数帯を含む。

1－2－2 特定基地局の開設計画の認定の有効期間

特定基地局の開設計画の認定には、有効期間が定められており、制度導入当初は、原則 5 年間であったところ、令和 4 年の電波法改正により、原則 10 年間²に改められた。

直近では、令和 6 年 4 月に 5 G 用に初めて割り当てられた周波数帯（3.7GHz 帯、4.0GHz 帯及び 28GHz 帯）の認定の有効期間が満了し、今後、令和 9 年 5 月には 2.3GHz 帯、令和 10 年 4 月には 4 G 用に割り当てられた 1.7GHz 帯／3.4GHz 帯及び 5 G 用に割り当てられた 1.7GHz 帯の認定の有効期間が満了する予定である。

【開設計画の認定期間中の周波数帯】

2023年度末

↓

2028年度末

	700MHz帯	800MHz帯	900MHz帯	1.5GHz帯	1.7GHz帯	2GHz帯	2.3GHz帯	2.5GHz帯	3.4GHz帯	3.5GHz帯	3.7GHz帯	4.5/4.9GHz帯	28GHz帯
ドコモ	20	30		30	40	40			40	40	100	100	400
au	20	30		20	40	40	40			40	200		400
UQ								50					
SB	20		30	20	30	40			40	40	100		400
WCP								30					
楽天	6				80						100		400

	700MHz帯	800MHz帯	900MHz帯	1.5GHz帯	1.7GHz帯	2GHz帯	2.3GHz帯	2.5GHz帯	3.4GHz帯	3.5GHz帯	3.7GHz帯	4.5/4.9GHz帯	28GHz帯
ドコモ	20	30		30	40	40			40	40	100	100	400
au	20	30		20	40	40	40			40	200		400
UQ								50					
SB	20		30	20	30	40			40	40	100	100	400
WCP								30					
楽天	6				80						100		400

※黄色で塗っている周波数は、認定期間中の周波数帯

【図 作業班資料 1－1 p 6 より抜粋】

1－2－3 移動通信トラヒックの動向と今後の見通し

移動通信トラヒック（月間平均トラヒック）は急増しており、直近 10 年間では約 8.8 倍に増加している。また、直近でも 1 年間で約 1.2 倍のペースで増加し続けてい

² 既存無線局の周波数移行が必要な場合には最大 20 年間。

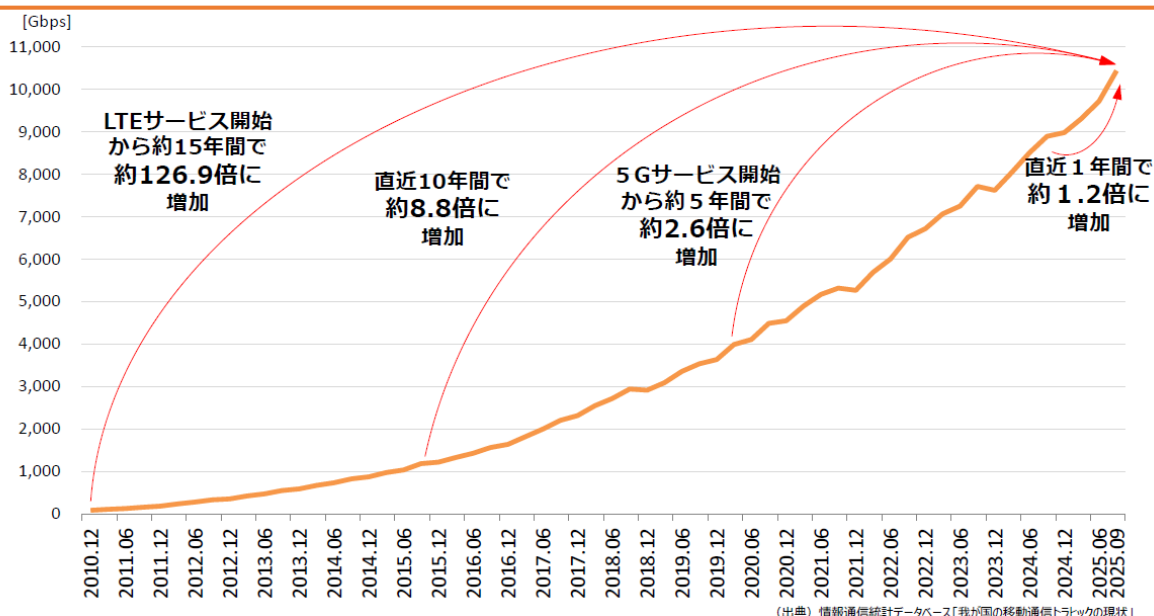
る状況にある。

移動通信トラフィックは、A I の普及拡大等によって今後も増加を続けることが見込まれており、我が国における将来的なトラフィック需要の見通しは、自動運転・メタバース・生成A I などのユースケースの拡大によるデータ通信量の増大により、2020 年比で 2030 年には約 14 倍、2040 年には約 348 倍まで爆発的に増加するとの予測³もある。

移動通信トラフィックの動向（月間平均トラフィック）

36

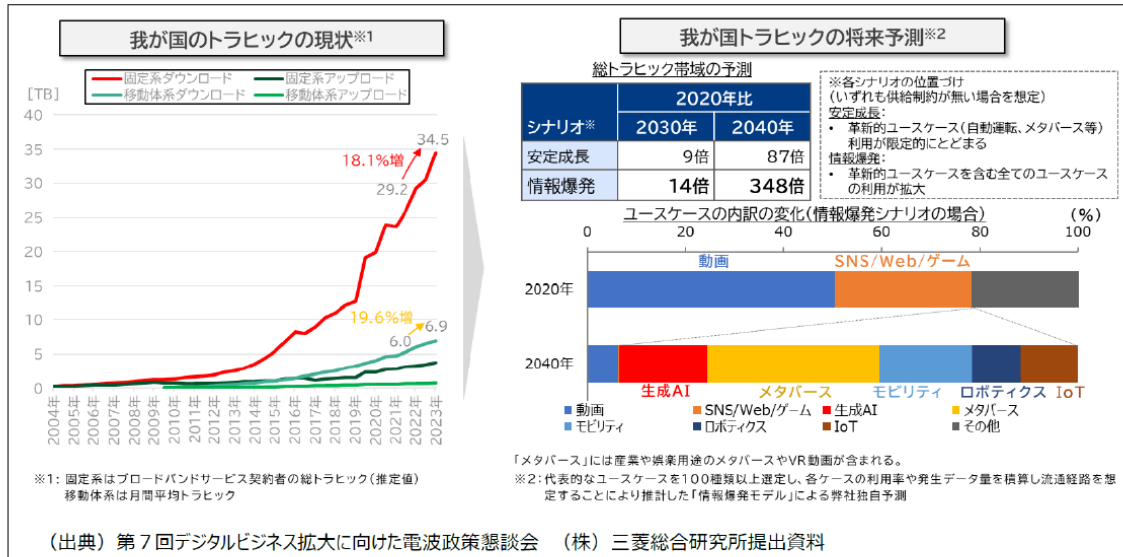
- 移動通信事業者 7 者※の移動通信に係るトラフィック量（非音声）を集計・分析
※ 株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、沖縄セルラー電話株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、UQコミュニケーションズ株式会社、Wireless City Planning株式会社
- 移動通信トラフィック（月間平均トラフィック）は急増しており、**直近10年間で約8.8倍に増加**。
- LTEサービス開始（2010年12月）から約15年間で約126.9倍、5Gサービス開始（2020年3月）から約5年間で約2.6倍に増加。



【図 作業班資料 1－3 p 36】

³ デジタルビジネス拡大に向けた電波政策懇談会 報告書（2024 年 8 月）

- 我が国における今後のトラフィック需要は、自動運転・メタバース・生成AIなどのユースケースによるデータ通信量の増大により、**2020年比で2030年には約14倍、2040年には約348倍まで爆発的に増加するとの予想もある。**



デジタルビジネス拡大に向けた電波政策懇談会報告書より抜粋

【図 作業班資料1-3 p40】

1-2-4 モバイルネットワーク整備に関する最近の動向

5Gネットワークは、平成31年4月に5G専用周波数の割当が行われて以降、携帯電話等事業者による整備が進められ、5G基地局数は、令和6年度末時点で30.2万局（前年同月比+4.2万局）となっている。他方で、その増加のスピードは徐々に鈍化している状況にある。

令和6年度の周波数毎の5G基地局数の動向を見ると、4.2万局の増加分のうち3.2万局がローバンド・ミッドバンド⁴の周波数を使用するものであり、5G専用割り当てられた周波数帯であるSub6⁵及びミリ波⁶を使用する5G基地局の増加数は0.9万局に留まっている。

⁴ 700MHz を超え 3.6GHz 以下の周波数

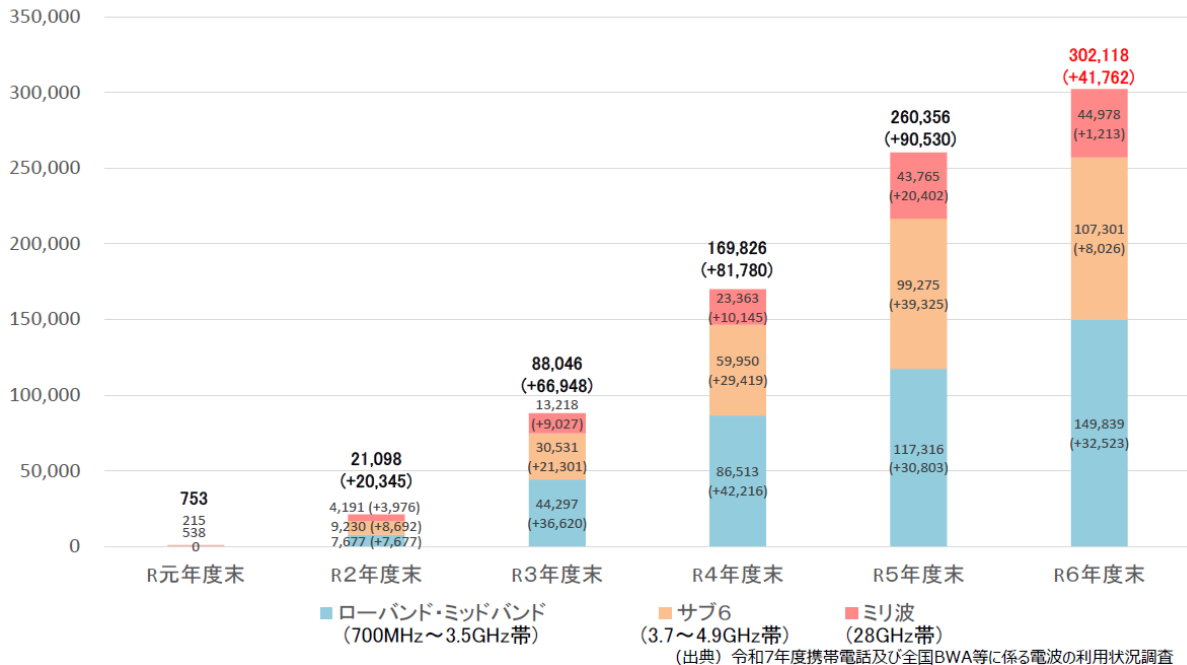
⁵ 3.6GHz を超え 5.0GHz 以下の周波数

⁶ 27.0GHz を超え 29.5GHz 以下の周波数

5 Gの整備状況（基地局数の推移）

9

- 5 G基地局数は2025年3月末時点で30万局を超え、前年度から約4万局増加しているが、増加のスピードは鈍化。
- 特に4 Gからの転用周波数であるローバンド・ミッドバンドの5 G基地局数が増加。



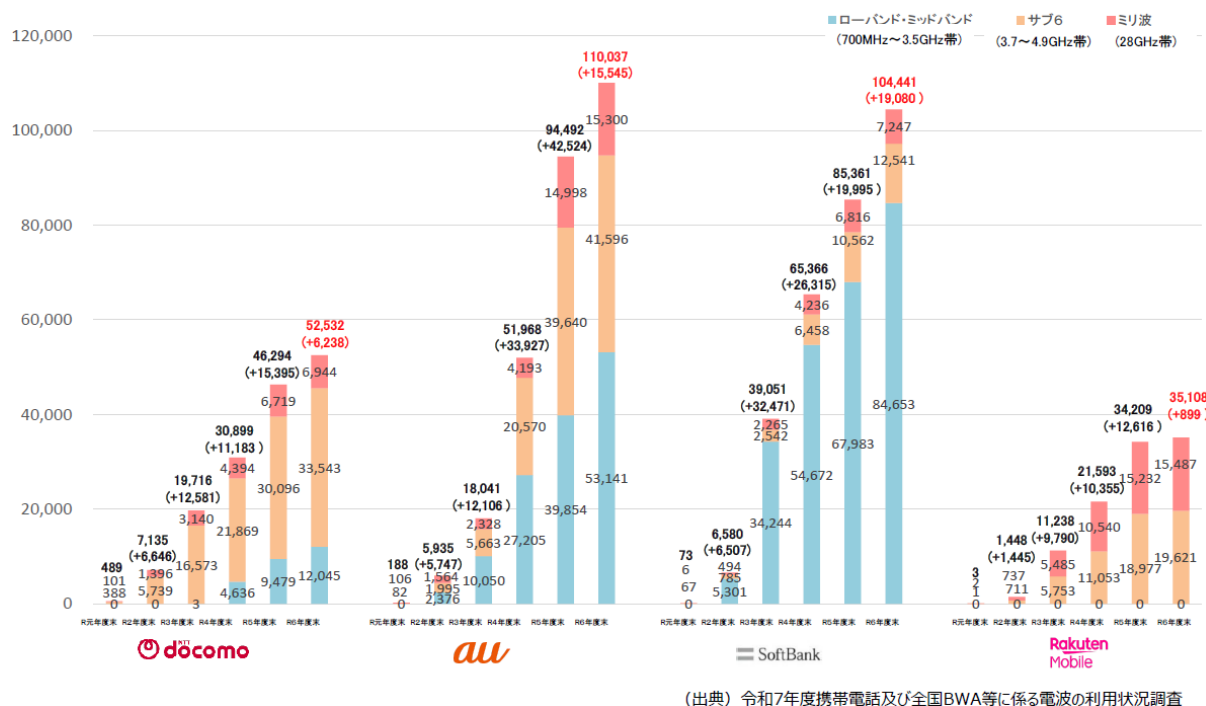
【図 作業班資料1－3 p 9】

また、5 G基地局の整備状況を携帯電話等事業者毎に見た場合、5 G基地局数や使用する周波数に差異があり、携帯電話等事業者によって、5 Gネットワークの整備の進捗状況や進め方が大きく異なることがうかがえる。

5 Gの整備状況（事業者別の基地局数の推移）

11

- 携帯電話事業者によって、5 Gネットワークの展開戦略が異なることがうかがえる。



【図 作業班資料1－3 p 11】

1－2－5 「デジタルインフラ整備計画2030」の策定

令和7年6月11日、総務省は、2030年頃を見据え、必要となるデジタルインフラの整備方針とその実現に向けた具体的な推進方策を整理し、一体的・効率的に我が国デジタルインフラ整備の推進を図るため、「デジタルインフラ整備計画2030」を策定・公表した。

モバイルネットワークも、光ファイバ及び非地上系ネットワーク（NTN）等と並んで主要な柱の1つとなっており、「5 Gならではの」実感を伴う高品質な通信サービスの普及拡大、非居住地域を含めた通信環境の確保に向けて、5 G人口カバー率、5 G基地局数やSub6 展開率等の具体的な整備目標が掲げられている。

デジタルインフラ整備計画2030（概要）（2025年6月公表）

44

- 2030年頃を見据え、必要となるデジタルインフラの整備方針とその実現に向けた具体的な推進方策を整理し、デジタルインフラの整備を一体的・効率的に推進。

A I 時代の新たなデジタルインフラの推進

データセンター・海底ケーブル・AI	オール光ネットワーク（APN）	次世代情報通信基盤・量子暗号通信
● ワット・ビット連携による効率的なデータセンターや海底ケーブルの整備により、地方におけるAI利用を推進 具体的な取組 －データセンターや海底ケーブルの地方分散を支援 －データセンター等におけるAPN整備を支援 －データセンター間をAPNで接続する実証事業を支援	● 次世代の基幹インフラとして位置づけ、必要な技術を確立し、本格的な展開を開始 具体的な取組 －複数事業者間の相互接続・連携技術の確立 －ユースケース等のテストベッドの段階的整備	● AI社会を支えるインフラとして、低遅延・高信頼・低消費電力な次世代情報通信基盤を実現 ● 量子暗号通信の社会実装を実現 具体的な取組 －研究開発・国際標準化の重点的な支援 －量子暗号通信テストベッドの拡充・高度化によるユースケース創出や革新的技術の研究開発の推進

新たなデジタルインフラやデジタル技術の活用を支えるネットワークの構築

光ファイバ	モバイルネットワーク	非地上系ネットワーク（NTN）
● 未整備地域を解消し、整備されたネットワークを、あらゆる政策手段により維持 具体的な取組 －光ファイバの整備 －B Bユニバーサルサービスの確保 －公設設備の民間移行の促進	● 「5 Gならではの」実感を伴う高品質な通信サービスの普及拡大、非居住地域を含めた通信環境の確保 具体的な取組 －高周波数帯（サブ6・ミリ波）を利用可能なエリアの拡大 －多様な手段による通信インフラの整備 －道路・鉄道トンネルにおける電波遮へい対策の推進	● 衛星通信、HAPS等を活用し、離島、海上、山間部を含めて、我が国のあらゆる地域で高度な通信サービスが利用できる環境を実現 具体的な取組 －衛星コンステレーション等による衛星通信サービスの高度化の推進 －HAPSの国内導入の支援

横断的な事項

通信インフラの強靱化・災害復旧体制の強化：携帯電話基地局の強靱化、官民連携による災害時の通信復旧体制の強化

インフラ整備とソリューションの一体的推進：面的展開を見据えたプロジェクトによる地域課題解決、自動運転を支える通信環境確保、エッジAI活用

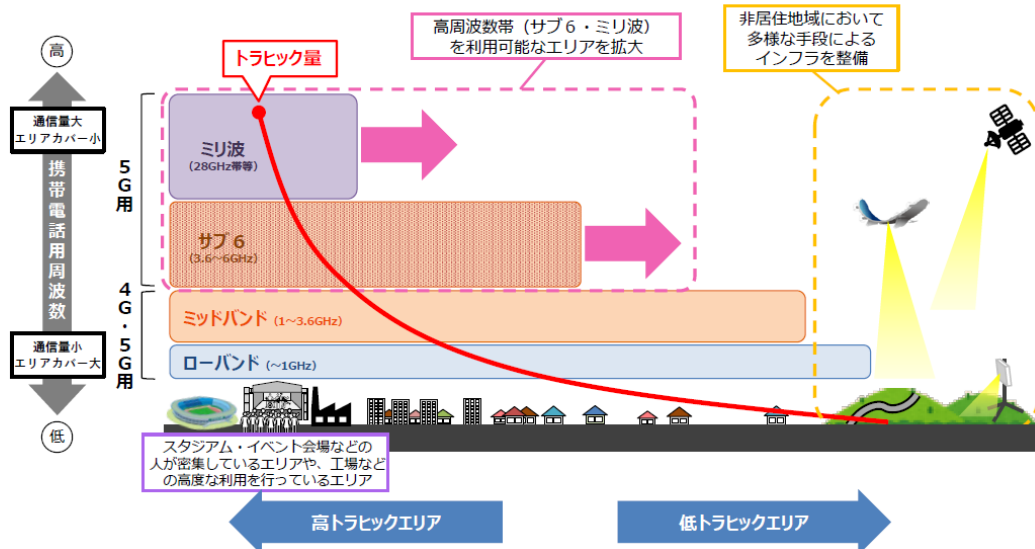
官民の役割分担：民間企業の主体的な整備を基本としつつ、官民が連携してインフラ整備に取り組む場合の基本的な考え方を整理

2030年頃を見据えたモバイルネットワークの整備イメージ

45

トラフィックの需要や利活用シーンに応じたメリハリ及び厚みのあるモバイルネットワークの整備を目指す。

- 5Gの特長を生かした高品質な通信サービスの普及拡大のため、高周波数帯（サブ6・ミリ波）を利用可能なエリアを拡大
- 非居住地域を含む通信環境の確保に向けて、多様な手段による柔軟なインフラ整備を促進



- 2030年頃のモバイルネットワークについて、高周波数帯（サブ6・ミリ波）の一層の活用・5G SAの普及等により、超高速・低遅延・多数同時接続といった5Gの特長を活かした高品質な通信サービスが広く普及するとともに、道路等の非居住地域であっても通信環境の確保が求められる地域については、多様な手段によるインフラ整備が進んでいる姿を目指す。
- 上記を踏まえた具体的な整備目標は、次のとおり。

- 5G人口カバー率
2030年度末：全国・各都道府県99%（2024年度末実績：全国98.4%）
- サブ6展開率（複数事業者のサブ6基地局が展開されているエリア）
2027年度末：90%、2030年度末：95%（2024年度末実績：75.5%）
- ミリ波基地局数
2027年度末：合計5万局、2030年度末：合計7万局（2024年度末実績：4.5万局）
- 都道府県庁及び市区町村の本庁舎の5Gエリアカバー
2025年度末：100%（2024年度末実績：98.6%）
- 5G基地局数
2025年度末に合計30万局、（2024年度末実績：30.2万局）
2030年度末に合計60万局（うちインフラシェアリングによるものは30万局）うちインフラシェアリングによるものは16.5万局
- 5G SA
今後整備するサブ6・ミリ波を使用する5G基地局は、原則として全て、将来的にはSA対応が可能となる基地局として整備
- 道路カバー率（高速道路及び国道）
2030年度末：99%、高速道路については100%

【図 作業班資料1-3 p44～46】

1-3 携帯電話等周波数の有効利用に関する検討作業班の設置

1-3-1 携帯電話等周波数の有効利用促進に向けた課題

携帯電話等周波数については、これまで、特定基地局の開設計画制度に基づき、周波数割当ての際に開設計画（基地局数やカバレッジ等）の提出を求め、当該計画の履行義務を課すことでインフラ整備が進められてきた。

他方で、携帯電話等周波数の新規割当てが一巡しつつある中、今後、開設計画の認定期間が満了する周波数帯が増加することが見込まれており、認定期間満了後の周波数帯について対応の在り方について検討が必要である。

このような中、移動通信トラヒックは今後も増加することが見込まれ、デジタル社会を支えるモバイルネットワークを一層充実させていく観点から、携帯電話等周波数について、開設計画の認定期間満了後も引き続き携帯電話等事業者によるインフラ整

備を促進するとともに、必要に応じて周波数配分の適正化を図っていくことが重要である。

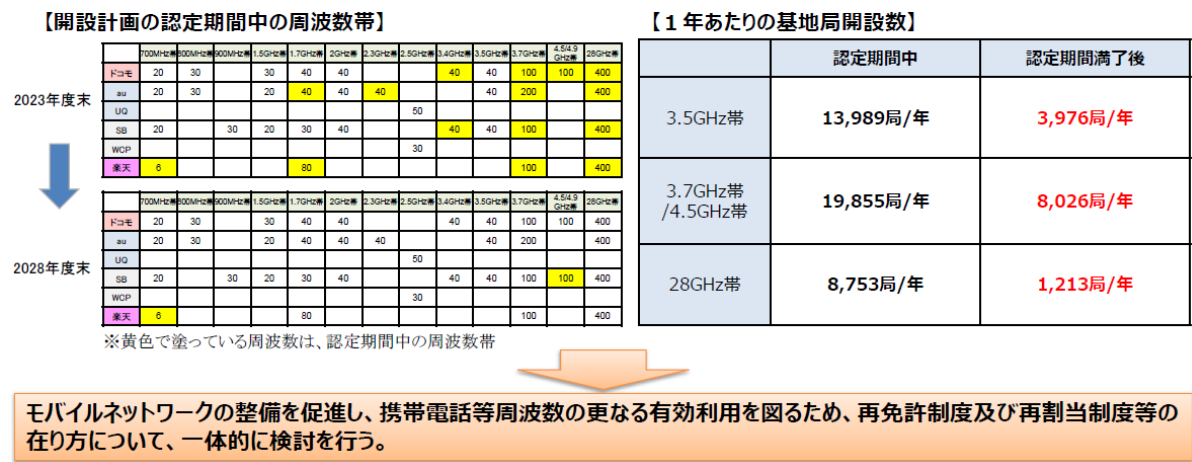
あわせて、新たな携帯電話技術の普及速度や諸外国の事例も踏まえつつ、インフラ整備に係る投資の予見可能性を確保していくことも必要である。

以上を踏まえ、モバイルネットワークの整備を促進し、携帯電話等周波数の更なる有効利用を図るため、再免許制度及び再割当制度等の在り方について、一体的に検討を行うこととした。

携帯電話等周波数の有効利用促進に向けた課題

6

- 携帯電話等周波数については、これまで、特定基地局の開設計画制度に基づき、周波数割当ての際に開設計画（基地局数やカバレッジ等）の提出を求め、当該計画の履行義務を課すことでインフラ整備が進められてきた。
- 他方で、今後、開設計画の認定期間が満了する周波数帯が増加することが見込まれており、認定期間満了後の周波数帯について対応の在り方について検討が必要である。
- このような中、移動通信トラフィックは今後も増加することが見込まれ、デジタル社会を支えるモバイルネットワークを一層充実させていく観点から、携帯電話等周波数について、開設計画の認定期間満了後も引き続き事業者によるインフラ整備を促進するとともに、必要に応じて周波数配分の適正化を図っていくことが重要である。
- あわせて、新たな携帯電話技術の普及速度や諸外国の事例も踏まえつつ、インフラ整備に係る投資の予見可能性を確保していくことも必要である。



【図 作業班資料 1－1 p 6】

1－3－2 携帯電話等周波数の有効利用に関する検討作業班の設置

情報通信審議会は、令和 7 年諮問第 30 号「社会環境の変化に対応した電波有効利用の推進の在り方」に基づき、調査検討を行うため、令和 7 年 2 月に情報通信技術分科会の下に委員会が設置されている。

1－3－1で述べた課題を踏まえ、委員会は、令和7年諮問第30号「社会環境の変化に対応した電波有効利用の推進の在り方」のうち「周波数割当の在り方」に基づき、令和8年3月、携帯電話等周波数の有効利用について、専門的な見地から、具体的かつ集中的な検討を行うため、委員会の下に作業班を設置した。

携帯電話等周波数の有効利用に関する検討作業班の設置①

8

1. 背景・目的

- 携帯電話等周波数については、移動通信トラフィックの増加に対応し、デジタル社会を支えるモバイルネットワークを一層充実させていくため、開設計画の認定期間満了後も、引き続き事業者によるインフラ整備を促進するとともに、必要に応じて周波数配分の適正化を図っていくことが求められている。
- また、2027年10月には携帯電話等周波数無線局の一斉再免許が予定されており、上記の観点から対応の方向性について検討する必要がある。
- これらを踏まえ、インフラ整備に係る投資の予見可能性を確保しつつ、携帯電話等周波数の更なる有効利用を促進する観点から、当該周波数の再免許制度及び再割当制度等の在り方について、一体的に検討を行うため、情報通信審議会 情報通信技術分科会 電波有効利用委員会の下に作業班を設置する。

2. 検討事項

- ① 携帯電話等周波数無線局の再免許制度の在り方
- ② 携帯電話等周波数の再割当制度の在り方
- ③ その他携帯電話等周波数の有効利用促進に係る制度検討の実施に必要な事項

3. 構成員

氏名（敬称略・五十音順）	所属
池永 全志	九州工業大学 大学院 工学研究院 電気電子工学研究系 教授
佐藤 英司	福島大学 経済経営学類 准教授
穴戸 聖	成蹊大学 法学部 准教授
中島 美香	中央大学 国際情報学部 教授
林 秀弥	名古屋大学 大学院 法学研究科 教授
藤井 威生（主任）	電気通信大学 先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター 教授

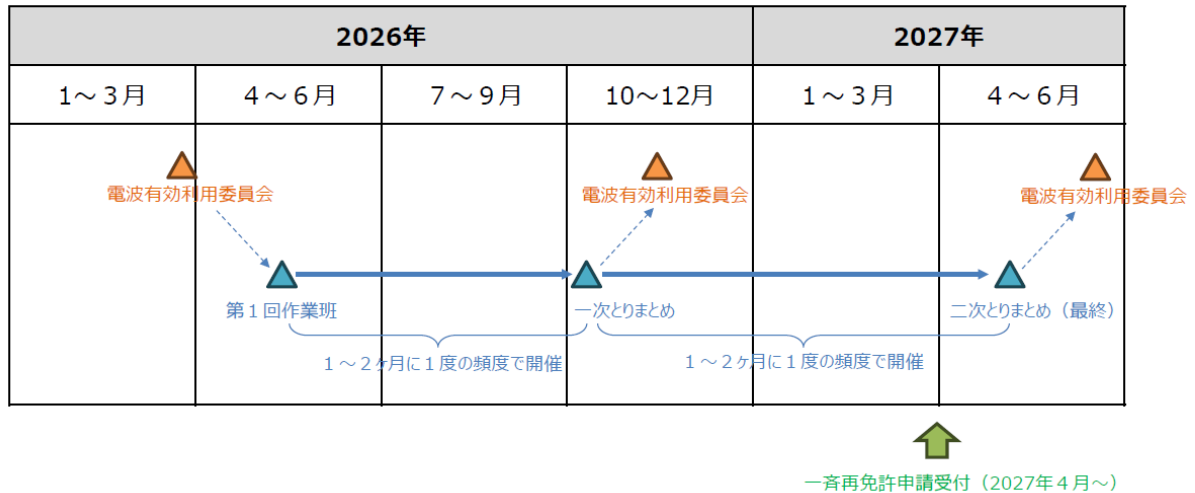
【図 作業班資料1－1 p 8】

作業班の検討は、2段階で進めることとした。

まず、令和9年10月に予定されている携帯電話等無線局の一斉再免許に向け、必要な制度的対応等について検討を行うこととし、その検討の結果を本年秋頃にとりまとめる（一次とりまとめ）こととした。

その後、再免許制度及び再割当制度等の在り方について一体的に検討を行い、来年春頃にとりまとめる（二次とりまとめ）予定としている。

4. スケジュール



【図 作業班資料1－1 p 9】

以降、本報告については、一次とりまとめに向けて、令和9年10月に予定されている携帯電話等無線局の一斉再免許に向けた必要な制度的対応等について、検討の結果をとりまとめたものである。

第2章 検討に当たっての基本的な考え方

第2章は、次章以降の携帯電話等無線局の一斉再免許に関する具体的な検討を行うに当たっての基本的な考え方等を示したものである。

2-1 一斉再免許の基本的な考え方

携帯電話等無線局の一斉再免許に関する具体的な検討を行うに当たり、次の点を基本的な考え方として位置付けた。

①携帯電話等インフラの公共性及び電波の有限希少性

- 携帯電話等は、社会全体のデジタル化が急速に進展する中、我が国の国民生活や経済活動に必要不可欠な極めて公共性の高いインフラであり、質と面の双方において、5Gをはじめ、モバイルネットワークの一層の拡充が求められている。
- 携帯電話等周波数は、有限希少な国民の共有財産である電波のうち、使いやすく需要の高い周波数帯について、広範囲の地域において同一の者に割り当てられる。したがって、その免許人の地位は極めて重大であり、その地位に相応しい電波の有効利用が求められる。

②再免許の法的性格（新たに免許を付与する処分）

- 再免許は、既存免許の更新ではなく、無線局の免許の有効期間の満了と同時に旧免許内容を存続して新たに免許を付与する処分である。
- したがって、再免許の際には、電波の公平且つ能率的な利用を確保する観点から改めてその適正性を審査することが求められる。

③政策的見地から必要と認められる事項の制度的担保

- 携帯電話等インフラの公共性及び電波の有限希少性に照らして政策的見地から必要と認められる事項については、再免許の際の審査事項とする等により、制度的に担保することが求められる⁷。

⁷ 例えば、フランスでは、2018年1月に策定された「New Deal Mobile」政策に基づき、2021

①携帯電話等インフラの公共性及び電波の有限希少性

- ・携帯電話等※¹は、社会全体のデジタル化が急速に進展する中、我が国の国民生活や経済活動に必要不可欠な極めて公共性の高いインフラであり、質と面の双方において、5Gをはじめ、ネットワークの一層の拡充が求められている。
- ・携帯電話等周波数は、有限希少な国民の共有財産である電波のうち、使いやすく需要の高い周波数帯について、広範囲の地域において同一の者に割り当てられる。したがって、その免許人の地位は極めて重大であり、その地位に相応しい電波の有効利用が求められる。

※1 全国BWA(Broadband Wireless Access)を含む。以下同じ。

②再免許の法的性格（新たに免許を付与する処分）

- ・再免許は、既存免許の更新ではなく、無線局の免許の有効期間の満了と同時に旧免許内容を存続して**新たに免許を付与する処分**。
- ・したがって、再免許の際には、電波の公平且つ能率的な利用を確保する観点から**改めてその適正性を審査**することが求められる。

③政策的見地から必要と認められる事項の制度的担保

- ・携帯電話等インフラの公共性及び電波の有限希少性に照らして政策的見地から必要と認められる事項については、再免許の際の審査事項とする等により、**制度的に担保**することが求められる※²。

※2 フランスでは、2018年1月に策定された「New Deal Mobile」政策に基づき、2021～24年に順次満了予定であった既存免許に対し、地方における4Gエリアカバレッジ拡大等の追加義務を付した上で既存免許の条件変更として再割当が行われた。

【図 作業班資料4－1 p 5】

2－2 検討の進め方

2－1で示した基本的な考え方を踏まえて、次の2つの観点から携帯電話等無線局の一斉再免許に関する具体的な検討を行うこととする。

①制度的な対応の考え方（→第3章）

第1に、一斉再免許に向けた制度的な対応の考え方である。

携帯電話等無線局の一斉再免許に係る現行制度においては、一斉再免許の申請の際に提出する将来業務計画について形式的な審査のみに留まっていること等を踏まえ、今後の制度的な対応の方向性について検討を行った。

～24年に順次満了予定であった既存免許に対し、地方における4Gエリアカバレッジ拡大等の追加義務を付した上で既存免許の条件変更として再割当が行われた。

詳細については、第3章のとおりである。

②審査基準に係る対応の考え方（→第4章）

第2に、将来業務計画の審査基準に係る対応の考え方である。

令和9年10月の携帯電話等無線局の一斉再免許に向けて、再免許の申請の際に提出する将来業務計画について、その内容の適正性を判断するための審査基準の在り方について、今後の対応の方向性について検討を行った。

詳細については、第4章のとおりである。

第3章 次期一斉再免許に向けた制度的な対応の方向性

第3章は、令和9年10月の携帯電話等無線局の一斉再免許に向けた制度的な対応の方向性について、その検討結果をまとめたものである。

3-1 論点

特定基地局の開設計画の認定期間が満了する周波数帯が増加することが見込まれる一方で、移動通信トラヒックは今後も増加することが見込まれる中、デジタル社会を支えるモバイルネットワークを一層充実させていく観点から、携帯電話等周波数について、開設計画の認定期間満了後も引き続き事業者によるインフラ整備を促進するため、令和9年10月の携帯電話等無線局の一斉再免許に向け、制度的な対応の在り方をどのように考えるか。

3-2 主な意見

3-2-1 構成員からの主な意見

- 再免許は、既存免許の更新ではなく、法的には新たな免許の付与と同一の性格を有するもの。したがって、過去の免許期間における利用実績も踏まえた上で、電波の公平且つ能率的な利用を確保する観点から新たに改めて審査を行うことが制度的には求められる。ある種の政策誘導として、例えば、「デジタルインフラ整備計画2030」⁸が掲げる政策目標を免許条件として組み込むことで、次の免許期間における有効利用を制度的に担保する仕組みも考えられる。
- 有効利用評価の結果を一斉再免許の審査にどう反映させるのかという観点も必要。
- 将来業務計画のフォローアップの実施結果の公表について、情報公開の頻度を上げることは、寡占市場での事業者間の暗黙の協調を促しかねないので、競争法の観点からも検討することが望ましい。

⁸ 令和7年6月11日総務省公表。2030年頃を見据え、必要となるデジタルインフラの整備方針とその実現に向けた具体的な推進方策を整理し、一体的・効率的に我が国デジタルインフラ整備の推進を図るために策定された。

- 将来業務計画の達成状況については継続的な評価が必要であるが、電波監理審議会が毎年実施する有効利用評価との間で審査基準や評価項目に矛盾が生じないよう整合性を確保するとともに、事業者の報告負担が過大にならないよう配慮すべきである。
- 実績が計画と乖離した場合について、再免許が認められる正当な理由の判断基準をある程度示していく必要がある。また、その乖離の程度に応じた段階的措置についても議論の余地がある。正当な理由の判断や段階的措置の考え方を順次明らかにすることが、審査の透明性や事業者の予見可能性の確保の観点からも望ましいと考えられる。
- 将来業務計画未達に対する正当化事由の適用や段階的措置は必要であるものの、コロナ禍のような不可抗力を理由とした免責については客観的な検証が困難であることから、正当化事由の適用はあくまで例外的な場面に限定し、他の理由の隠れみのとならないよう慎重に運用すべきである。
- 将来業務計画の変更手続については、事業者が環境変化等を理由に下方修正する場合のみならず、トラヒックの伸びが当初計画を上回り、計画を達成してもなお利用者ニーズに応えられない場合における上方修正の手続についても検討が必要と考えられる。

3-2-2 事業者からの主な意見

- 市場動向、技術動向、利用者ニーズ、地域性、周波数帯域の特性等を踏まえた合理的な審査基準を策定することが望ましい。
- 社会環境や技術動向の変化を踏まえ、必要に応じて将来業務計画の修正が可能な仕組みを設けることが望ましい。
- 開設計画に従って開設する特定基地局については、将来業務計画の適用対象外とすべきである。
- 無線機のモダナイゼーション等、局数やカバー率の向上に直接は寄与しない通信品質の向上施策も評価すべきである。
- 将来業務計画の進捗について有効利用評価と一体的に評価することが望ましい。

3－3 考え方

携帯電話等無線局の一斉再免許に向けた制度的な対応については、第2章の検討に当たっての基本的な考え方及び主な意見を踏まえ、次の点が確保されるよう、必要な制度整備等を行うことが適当である。

①将来業務計画の適正な審査

- ・ 将来業務計画の記載内容について審査基準を策定し、将来的な携帯電話等周波数の有効利用が確保されるかどうかという観点から、その適正性について審査を実施する。

②将来業務計画の着実な実施

- ・ 各携帯電話等事業者の将来業務計画の内容については、再免許時に原則公表する。
- ・ 将来業務計画の進捗状況については、毎年度実施する電波の利用状況調査の枠組みも活用しつつ、定期的にフォローアップを実施する（進捗状況の確認の結果についても、競争環境の適正な確保に留意しつつ、原則公表する。）。
- ・ 免許期間満了時における将来業務計画の達成状況については、今後の一斉再免許の免許要件とし⁹、これを審査基準に盛り込む。

③将来業務計画の変更手続の整備

- ・ 一斉再免許後に、再免許申請時に予測が難しい環境変化が生じた場合に備え、将来業務計画の変更を可能とする手続を整備する。

④その他

- ・ 開設計画の認定期間中の周波数帯に係る基地局（特定基地局）については当該計画の遵守が別途求められることから、将来業務計画によらずに再免許を行う¹⁰。価額競争によって割り当てられ、認定期間中の周波数帯に係る無線局（特定高周波数無線局）も同様とする。

⁹ このほか、将来業務計画の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて適切な措置を講じることとする。

¹⁰ 次期免許期間中に開設計画の認定期間満了を迎える帯域については、満了後の期間の将来業務計画を審査する。

- ネットワークを一体的に構築する事業者¹¹については、将来業務計画を一体的に作成し、審査を行う。

¹¹ 全国BWA事業者とキャリアアグリゲーションを行う携帯電話事業者、地域ごとに連携する複数の携帯電話事業者 等

第4章 次期一斉再免許に向けた審査基準に係る対応の方向性

第4章では、令和9年10月の携帯電話等無線局の一斉再免許に向けて、将来業務計画の内容の適正性を判断するための審査基準に係る対応の方向性について、その検討結果をまとめた。

4-1 論点

携帯電話等無線局の一斉再免許に向けた制度的な対応については、第3章で示したとおり、将来業務計画の記載内容について審査基準を策定し、将来的な携帯電話等周波数の有効利用が確保されるかどうかという観点から、その適正性について審査を実施することとした。

第2章で示した基本的な考え方を踏まえ、携帯電話等インフラの質と面の双方における5Gをはじめとするネットワークの一層の拡充、携帯電話等インフラの公共性及び電波の有限希少性に照らして、政策的見地から必要と認められる事項の観点から、将来業務計画の審査基準の在り方について、対応の方向性についてどのように考えるか。

4-2 主な意見

4-2-1 構成員からの主な意見

- 携帯電話等は数千万の利用者を抱える公共インフラであり、免許人が変更となった場合にはサービスの継続性が損なわれ、利用者保護に重大な支障を生じかねないため、再免許の審査に当たっては、その可否を判断するだけではなく、条件の付与や段階的措置等を講じることができるよう制度的に担保することが求められる。
- ある種の政策誘導として、例えば、「デジタルインフラ整備計画2030」が掲げる政策目標を免許条件として組み込むことで、次の免許期間における有効利用を制度的に担保する仕組みも考えられる。(再掲)
- 政策目標については、その水準に達しているかの観点だけでなく、事業者が整備計画を前倒しで達成している場合や、電波の有効活用を他社に先駆けてやっている

場合に、それを高く評価する仕組みも考えられる。

- 基地局数等の量的な指標だけでなく、通信品質の向上に資する取組や周波数利用効率そのものの改善等の質的な観点についても十分な配慮をすることが望ましい。
- 年1回の有効利用評価に伴う情報提供のタイミングに合わせて、設置工事等が情報提供期限の直前に集中するいわゆる突貫工事が多発することは、工事従事者への負荷等の観点からも望ましくないため、年間を通じて整備計画が平準化されている場合はそれも評価される仕組みを設けることが重要である。
- 再免許の今後の条件等を検討する際、地方に関する部分についても丁寧に見ていく必要がある。
- 審査基準については、特定の指標に偏り過ぎないように留意する必要がある。

4-2-2 事業者からの主な意見

<トラフィック増加の見通し（4G/5Gごと、エリアごと）>

- トラフィックの増加は継続していくことが見込まれており、その見通しは、少なくとも移動通信トラフィックの直近の伸び（毎年約 1.15～1.2 倍の増加）を想定している。
- 更に、AI や自動運転等の新たなユースケースの動向次第では、想定を上回るトラフィックが発生する可能性もある。
- トラフィックの増加は都市部の人口密集地において顕著。他方、ルーラルエリアではトラフィックの減少が見込まれる地域もある。
- トラフィック増は5Gが牽引。一方で4Gはトラフィックの減少が見込まれている。

<トラフィック増加を踏まえた各周波数帯の特性に応じたネットワークの展開方針>

- 各周波数帯を技術的特性に応じて使い分けながらネットワークを展開している。
- 低い周波数帯はエリアカバー・ベーストラフィック処理（TDD 帯域についてはトラフィック対策）、Sub6 は面的なトラフィック対策、ミリ波はスポット的なトラフィック対策として用いている。

- 5 G 基地局数について、基地局の新設や既設基地局の更改により増設を計画している。

＜高トラヒックエリア（都心部やイベント会場等）における展開方針＞

- ローバンド・ミッドバンドに Sub6・ミリ波を加えた厚みのあるエリア構築を行っている。
- 小セル化／局密度の引き上げ。
- 通信リソースの優先制御、Dual Band Massive MIMO Unit、ミリ波中継器、反射板などの新技術の活用。

＜NR化に向けた展開方針＞

- 基地局の新設や既設基地局の更改により、4 G 周波数の 5 G 化（NR 化）を進めていく計画である。
- 電波の回り込み特性に優れ、広域をカバーできる既存 4 G 周波数を Sub6 の補完として最適に組み合わせることで、面的にも途切れにくい 5 G 通信環境の実現を目指している。
- 他方、4 G については、トラヒックは低下する見込みであるものの、当面の間は 4 G を維持する観点から次の意見もあった。
 - 4 G も継続的に提供していくものの、5 G Ready の無線機へ順次交換
 - 5 G 専用周波数（Sub6・ミリ波）の構築を優先した後、既存 4 G 周波数の NR 化を推進

＜SA化に向けた展開方針＞

- 5 G SA のエリア拡大を進めていく方針。
- 5 G SA の導入により通信品質を向上させるとともに、ネットワークスライシング技術の活用等による独自のサービスを提供。

＜ルーラルエリア等、カバレッジの確保に向けた展開方針＞

- ルーラルエリアについて、低い周波数帯を中心に広範囲を効率的にカバーするほ

か、4 G周波数帯をNR化することで5 Gを面的に展開。

- 基地局の設置が困難な地域や災害時の通信の確保等のため、衛星ダイレクト通信をはじめとするNTNを積極的に活用する方針。
- 可搬型基地局等の臨時に設置する基地局の活用も検討。

＜モバイルネットワーク強靱化に向けた展開方針＞

- 基地局の停電対策（バッテリー72 時間化を含む）や伝送路冗長化によるモバイルネットワークの強靱化。
- 衛星ダイレクト通信をはじめとするNTNの活用（地上網以外のネットワークによるモバイルネットワークの冗長化）。

＜6 Gへの対応＞

- 6 G国際標準仕様の策定や6 G用周波数の確保に向けた取組を実施。
- センチメートル波に対応する機器の実証。
- 無線アクセスネットワーク制御技術の更なる高度化。

＜その他＞

- AIを活用したネットワークの自律運用により、運用効率化と品質向上を実現している。
- 各事業者が切磋琢磨することで、日本の通信品質は世界的に高評価されている。
- 今後も新しい基地局を増やす一方、適宜、既存サイトの最適化による品質向上も必要である。
- 認定期間満了後は、必ずしもネットワーク拡大の継続が最適とは限らず、例えば、RAN構成の最適化等、電波利用の効率化は認められるべきである。
- 今後の更なるトラフィックの増大を見据えた携帯電話等周波数の割当てが重要。特にユーザの多い都心部での通信に適した周波数帯が必要。他業種・他事業者に割り当てられている周波数帯も含め割当てを検討いただきたい。

4－3 次期一斉再免許に向けた審査基準に係る対応の方向性

①移動通信トラヒックの増加に対応した携帯電話等周波数の有効利用の促進

- ・ 将来的な移動通信トラヒックの増加に対応した携帯電話等周波数の有効利用の程度を審査する。
- ・ 移動通信トラヒックは、近年、年 1.15～1.2 倍のペースで増加しており、特に 5 G の伸びが大きい。A I の普及動向等により、更なる増加が見込まれることも踏まえ、次期免許期間のトラヒックについて、5 G を中心に最低でも同様のペースで増加し続けることを前提とする。あわせて、トラヒックの増加の程度については、周波数帯や地域によって格差が存在することも勘案する。
- ・ 具体的な審査基準については、「デジタルインフラ整備計画 2030」に盛り込まれた整備目標を十分に勘案する。

②周波数帯ごとの技術的特性に応じた審査

- ・ 各周波数帯の技術的特性を踏まえた審査を実施するため、①ローバンド・ミッドバンド(715MHz～3.6GHz の周波数)、②Sub 6 (3.6～5.0GHz の周波数)、③ミリ波(25.25～29.5GHz の周波数) ごとに審査基準を策定する。

③周波数帯共通の審査

- ・ ①で示した移動通信トラヒックの増加に対応した携帯電話等周波数の有効利用の程度を図る指標のうち、最も重要な 5 G 基地局数（NR 化¹²を含む。）を重点的に審査する。
- ・ その他、5 G S A¹³の普及、非居住地域を含めたエリアカバレッジの拡大、ネットワークの強靱化、6 G への対応など、携帯電話等インフラの一層の拡充に向けて周波数帯共通で取り組むべき事項について審査基準を策定する。

④事業者ごとの状況を勘案した個別の措置

- ・ 上記のほか、透明性・公平性を確保しつつ、事業者ごとの状況（割当周波数幅、基

¹² 4 G 周波数の 5 G (New Radio) 化

¹³ 5 G Stand Alone (5 G 専用設備のみで構成された 5 G)

地局数、NR化の進捗の程度、陸上移動局数、5G SAの普及の程度等）を勘案して将来業務計画の審査を実施し、必要に応じて一斉再免許の際に個別に条件を付与する。

4-4 具体的な審査基準の考え方

4-4-1 周波数帯ごとの技術的特性に応じた審査

<ローバンド・ミッドバンド>

- ローバンド・ミッドバンドは、電波の回り込み特性に優れ、広域をカバーできることから、主にエリアカバーとベーストラヒック処理に用いられる。そのため、周波数の有効利用についても、カバレッジを中心にみていくことが望ましい。
- 次期免許期間においては、地方を含めたカバレッジを最低でも現行水準で維持すること、4Gの利用動向も踏まえつつ5G化（NR化）を進めてネットワークの高度化を地方まで広げていくことが必要。
- また、ローバンド・ミッドバンドのうち、比較的高い周波数帯については主にトラヒック対策として用いられることにも留意が必要。
- これらを踏まえ、主に、携帯電話等インフラ全体のカバレッジのほか、「デジタルインフラ整備計画 2030」の整備目標も踏まえ、5Gのカバレッジ及び5G基地局数に基づいて審査を行うこととする。

<Sub6>

- Sub6 は、5G専用の周波数であり、主に面的なトラヒック対策として用いられることから、次期免許期間においては、今後のトラヒックの増加に対応するため、高トラヒックエリアを適切にカバーしつつ、基地局数を増やして局密度を引き上げていくことが求められる。
- そのため、「デジタルインフラ整備計画 2030」の整備目標も踏まえ、主に基地局数及びSub6展開率に基づいて審査を行うこととする。

<ミリ波>

- ミリ波は、5 G専用の周波数であり、主にイベント会場や繁華街等の人流が集中するエリアにおいて、スポット的なトラヒック対策として用いられることから、「デジタルインフラ整備計画 2030」の整備目標も踏まえ、主に基地局数に基づいて審査を行うこととする。

4-4-2 周波数帯共通の審査

<5 G基地局数（NR化含む）>

- 将来的なトラヒックの増加に対応したネットワークの設備容量を図る指標のうち、最も重要な指標である5 G基地局数（NR化含む）について、「デジタルインフラ整備計画 2030」の整備目標を十分に勘案しつつ、重点的に審査を実施する。
- 審査に当たっては、基地局の増設と同等の効果が期待される対策（マルチセクタ化等）についても考慮する。

<5 G SAの普及>

- 5 Gならではの高品質な通信サービスの実現に向けて、5 G SAの普及拡大が必要不可欠であり、5 Gエリアは原則として5 G SAの利用を可能とすることが望ましい。
- これを踏まえ、主に5 G SAの基地局数及びカバレッジに基づいて審査を実施する他、SA対応エリアに関する利用者への適切な周知についても審査事項とする。

<非居住地域を含めたエリアカバレッジの拡大>

- 非居住地域を含めた携帯電話等インフラの普及に向けて、NTN¹⁴等の多様な手段を適切に組み合わせたエリアカバレッジの拡大に向けた取組について審査を実施する。
- 携帯電話等インフラ全体のカバレッジを最低でも現行水準で維持することを求める（ローバンド・ミッドバンドの項目を参照）とともに、地域のニーズを踏まえた

¹⁴ Non-Terrestrial Network（非地上系ネットワーク）。衛星直接通信やHAPS（High Altitude Platform Station）を含む。

更なる整備に向けた取組について審査を実施する。

＜ネットワーク強靱化＞

- モバイルネットワークの強靱化について、次の観点から審査を実施する。
 - NTN等の様々な手段を適切に組み合わせた災害に強い多層的なネットワークの構築
 - 基地局の停電対策や伝送路冗長化などのモバイルネットワーク（地上網）の更なる強靱化

＜6Gに向けた対応等＞

- 6Gに向けた国際標準化活動に関する取組や、無線機器・無線制御技術の更なる高度化・実用化に向けた取組等に基づき審査を実施する。
- インフラシェアリング及び通信品質の向上に資する取組その他携帯電話等周波数の有効利用のために必要な事項についても審査を実施する。

4－4－3 その他必要な事項

- 携帯電話等周波数の割当て当時の規定（特定基地局の開設指針）等を踏まえ、次の事項についても将来業務計画に記載し、審査を実施することとする。

【主な事項】

- 基地局の整備に必要な設備調達、設置場所・工事の確保（基地局等整備に係る施工時期の平準化に向けた取組も含む）
- 基地局の運用・保守管理に必要な有資格者等の確保
- 電気通信設備の安全・信頼性の確保
- 法令遵守、個人情報保護、利用者利益保護の確保
- MVNOに対する卸電気通信役務又は電気通信設備の接続の方法による基地局の利用の促進
- 既存免許人が開設する無線局等との混信その他の妨害を防止するための措置

- ・ 特定の者への周波数の集中の防止（既存移動通信事業者へ事業譲渡等の禁止等）

第5章 その他の主な意見

5-1 構成員からの主な意見

- 事業者の基地局整備の取組が、ユーザ体感などの品質にどの程度の影響を与えているかは、利用者も関心がある。トラヒックの増加に対応した利用者の満足度を図る指標もあるとよい。
- 通信品質調査等によって屋内のミリ波帯のつながり具合等を調査するのは重要な取組。
- 事業者の開設計画の認定期間満了後における権限や義務等の明確化や再割当ての判断要素の明確化をすることが、事業者の予測可能性を高めることにもつながると考えられる。
- 非居住エリアのカバレッジ拡大に向けては、NTN等の活用に加え、地方部におけるインフラシェアリング等、競争領域から協調領域への移行が進むことを考慮し、あまねく携帯電話サービスが利用できる環境の整備を促すような審査の在り方についても、今後検討することが望ましい。

5-2 事業者からの主な意見

<再割当制度>

- 制度化されてからの期間が短く、運用に当たっての課題等が明確ではないため、議論の可否も含めて慎重な対応が必要。
- サービスの継続性に十分配慮しつつ、事業者が5Gや次世代ネットワークに向けた中長期的な設備投資を安心して継続できるよう、事業の「予見可能性」を担保した適切な制度運用が必要。
- 当面は現状を維持し、必要に応じて見直しを実施すべき（ただし、開設指針の制定の申出は予見性がないため、より慎重なプロセスが望ましい。）。
- 今後の更なるトラヒックの増大を見据えた周波数の割当てが重要。特にユーザの多い都心部での通信に適した周波数帯必要。他業種・他事業者に割り当てられている周波数帯も含め割当てを検討いただきたい。（再掲）

- 有効利用評価の結果に基づく再割当ては、現在、モバイル業界のみが対象となっているが、有限希少な国民の共有財産である電波の更なる有効利用のため、他業種にも同様に適用されるべき。

＜免許期間＞

- 次世代ネットワークへの投資促進の観点から、再免許期間を諸外国同等とする等の見直しを希望。

＜その他＞

- Sub6 以上の高周波数帯は、キャパシティ目的で利用されるものであるため、それらの有効利用評価の指標にカバー率を用いることは合理的ではない。
- 特定基地局開設料制度の下において、後発事業者が既存携帯事業者並みの周波数幅を確保するには、基地局設備などへの投資余力が制限されるため、特定基地局開設料制度の撤廃を行うべき。
- 無線局免許を取得する際には、隣接する既存免許人と干渉対策に関する協議を行い、合意を得ることとされているが、開設計画の達成のためには、既存免許人からの合理的でない条件を受け入れざるを得ない場合もあるため、行政も介入したルール策定・是正措置を講じるべき。
- 全国BWA帯域等（地域BWA帯域、ローカル5G帯域を含む。）の公平・能率的な活用を可能とする制度整備が必要。

第6章 今後の進め方

6-1 携帯電話等無線局の一斉再免許に向けた今後の進め方

本報告では、令和9年10月に予定されている携帯電話等無線局の一斉再免許に向けて、制度的な対応や将来業務計画に係る審査基準の在り方など、基本的な対応の方向性を示した。

一斉再免許の申請受付は、令和9年4月頃からの開始が予定されていること等から、今後、総務省において、本報告で示した基本的な対応の方向性を踏まえ、一斉再免許に係る制度的な枠組みや将来業務計画に係る審査基準等について、本年度内に具体的な制度整備を速やかに進めることが求められる。

その際、特に将来業務計画に係る審査基準については、透明性・公平性を確保した審査が適正に行われるよう、関係者から意見を聴取しながら検討を進めることが望ましい。

また、制度整備後については、一斉再免許の申請受付の開始に向けて、各携帯電話等事業者が将来業務計画を適切に作成できるよう、審査基準の内容や申請手続の流れについて十分な周知を行うとともに、円滑な審査の実施に向けた必要な体制・環境の整備等を遺漏なく速やかに進めることが求められる。

6-2 作業班の今後の進め方

作業班では、第1章で示したように、引き続き、携帯電話等周波数の有効利用に向けて、再免許制度及び再割当制度等の在り方について一体的に検討を行うこととしており、来年春頃の二次とりまとめを目指して、第5章で示した意見も参考にしつつ、必要に応じて関係者からのヒアリング等を行いながら、精力的に検討を進めていく予定である。

参考資料

- 参考資料 1 諮問書
- 参考資料 2 情報通信審議会 情報通信技術分科会 電波有効利用委員会 構成員一覧
- 参考資料 3 情報通信審議会 情報通信技術分科会 電波有効利用委員会 携帯電話等周波数の有効利用に関する検討作業班 運営方針
- 参考資料 4 ヒアリングのために事業者から提出された資料
- 参考資料 5 諸外国における免許期間満了時の対応事例

諮 問 第 30 号
令和 7 年 2 月 3 日

情報通信審議会
会長 遠藤 信博 殿

総務大臣 村上 誠一郎

諮 問 書

下記について、別紙により諮問する。

記

社会環境の変化に対応した電波有効利用の推進の在り方

諮問第30号

社会環境の変化に対応した電波有効利用の推進の在り方

1 諮問理由

我が国は、他の主要先進国に先駆けて人口減少・少子高齢化に直面しており、生産年齢人口が減少する中にもあっても持続的な経済成長を実現するための生産性の向上に取り組むことが喫緊の課題である。また、令和6年能登半島地震などの大規模な災害が頻発する中、災害に強い強靱な社会システムを構築することも大きな課題である。

携帯電話に代表されるように、電波を使ったシステムやサービスは、すでに国民生活や経済活動に深く浸透しているが、自動運転やスマート農業、遠隔医療など、電波のより一層の活用を徹底して進めることで、平時・災害時を問わず、国民生活を便利で安全・安心なものにするとともに、地域の課題解決や新たな市場の創出を通じた経済成長の源泉となる可能性を持っている。

他方で、電波は有限の資源であり、電波の活用の進展に伴い電波資源はひっ迫するため、電波の利用状況やニーズ、電波に関する最新の技術トレンドを踏まえて、周波数の割当てや周波数の移行・再編・共用を適正かつ効率的に実施するなど、電波法（昭和25年法律第131号）の目的である電波の公平かつ能率的な利用を確保することがますます重大となる。

このため、社会環境の変化に迅速かつ柔軟に対応し、電波の公平かつ能率的な利用を通じて国民生活の利便性向上、地域の課題解決及び持続的な経済成長を実現するため、国が取り組むべき電波の有効利用の推進の在り方について包括的に検討することが必要である。

2 答申を希望する事項

- (1) 電波有効利用の推進に関する基本的方向性
- (2) 無線局の免許制度等の在り方
- (3) 周波数割当の在り方
- (4) 無線を利用したビジネス促進の在り方
- (5) 電波の利用環境の在り方
- (6) その他必要と考えられる事項

3 答申を希望する時期

令和7年夏頃目途

4 答申が得られたときの行政上の措置

今後の情報通信行政の推進に資する。

情報通信技術分科会 電波有効利用委員会 構成員一覧

(令和8年6月30日現在 敬称略)

氏 名			主 要 現 職
主 査 員	藤井 威生		電気通信大学 先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター 教授
主 査 代 理 員	大谷 和子		株式会社日本総合研究所 アドバイザー
専 門 委 員	太田 香		東北大学 大学院 情報科学研究科 教授
"	黒坂 達也		株式会社企 代表取締役 慶應義塾大学 X Dignityセンター 副代表
"	猿渡 俊介		大阪大学 大学院 情報科学研究科 教授
"	瀧 俊雄		株式会社マネーフォワード 執行役員
"	中島 美香		中央大学 国際情報学部 教授
"	西村 真由美		公益社団法人全国消費生活相談員協会 常務理事
"	林 秀弥		名古屋大学 大学院 法学研究科 教授
"	矢入 郁子		上智大学 理工学部情報理工学科 教授
"	安田 洋祐		政策研究大学院大学 教授

情報通信審議会 情報通信技術分科会 電波有効利用委員会 携帯電話等周波数の有効利用に関する検討作業班 運営方針

1 検討事項

作業班は、以下の事項について検討する。

- (1) 携帯電話等周波数無線局の再免許制度の在り方
- (2) 携帯電話等周波数の再割当制度の在り方
- (3) その他携帯電話等周波数の有効利用促進に係る制度検討の実施に必要な事項

2 作業班の主任、主任代理及び構成員

別紙のとおり。

3 作業班の運営

- (1) 主任は、作業班の議事を掌握する。
- (2) 作業班に主任代理を置くことができ、主任がこれを指名する。
- (3) 主任代理は、主任不在の時、その職務を代行する。
- (4) 作業班の会議は、主任が招集する。この場合、主任は、構成員にあらかじめ会議の日時、場所及び議題を通知する。
- (5) 主任は、必要があると認めるとき、作業班に必要と認める者の出席を求め、意見を述べさせ、又は説明させることができる。
- (6) 本作業班において検討された事項については、主任が取りまとめ、これを電波有効利用委員会に報告する。
- (7) 主任は、作業班の調査を促進させるため、アドホックグループを設置することができる。
- (8) アドホックグループのリーダー及び構成員は、主任が指名する。
- (9) その他、本作業班の運営に必要な事項は、主任が定めるところによる。

4 会議の公開

会議は、次の場合を除き、公開する。

- (1) 会議を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合。
- (2) その他、主任が非公開とすることを必要と認めた場合。

5 事務局

本作業班の事務局は、総務省総合通信基盤局電波部移動通信課がこれに当たる。

情報通信審議会 情報通信技術分科会 電波有効利用委員会
携帯電話等周波数の有効利用に関する検討作業班 構成員

(敬称略、主任及び主任代理以外の構成員は五十音順)

令和8年4月 24 日現在

役職	氏名	主要現職
主任	藤井 威生	電気通信大学 先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター 教授
主任代理	林 秀弥	名古屋大学 大学院 法学研究科 教授
構成員	池永 全志	九州工業大学 大学院 工学研究院 電気電子工学研究系 教授
構成員	佐藤 英司	福島大学 経済経営学類 准教授
構成員	宍戸 聖	成蹊大学 法学部 准教授
構成員	中島 美香	中央大学 国際情報学部 教授

ヒアリングのために事業者から提出された資料

ヒアリングは非公開で実施した。事業者から提出された資料は以下のとおり。

- 携帯電話等周波数の有効利用に関する検討作業班（第2回 令和8年5月25日）
 - ・作業班資料2－1 株式会社NTTドコモ提出資料（一部非公開）
 - ・作業班資料2－2 ソフトバンク株式会社/Wireless City Planning 株式会社提出資料（一部非公開）

- 携帯電話等周波数の有効利用に関する検討作業班（第3回 令和8年6月1日）
 - ・作業班資料3－1 KDDI 株式会社/UQ コミュニケーションズ株式会社提出資料（一部非公開）
 - ・作業班資料3－2 楽天モバイル株式会社提出資料（一部非公開）

諸外国における免許期間満了時の 対応事例のご紹介

EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社
2026年4月24日

■ ■ ■
The better the question. The better the answer. The better the world works.



目次

免許期間満了時における主な選択肢	3
諸外国の事例	
各国のサマリー	4
免許期間満了時に関する対応事例	5
米国	8
英国	11
仏国	14
独国	17
韓国	20
豪州	23

*1) 本資料は、2026年3月時点で確認可能な公開情報・公表資料に基づき、各国制度を比較の便宜上整理したものである。各国の制度名称・法的性質・個別事案の位置づけは必ずしも同一ではなく、例外的取扱いやその後の制度変更があり得る。詳細は各国当局の公表資料及び原典を参照されたい

- *1) 各国で用語・法的性質は異なるため、本資料では便宜上「免許」と総称する
- *2) 延長・更新のほか、オークション等の競争的手段を採らない既存免許人への再割当もある
- *3) 各国で用語・法的性質は異なるため、本資料では便宜上「免許人」と総称する

3

免許期間満了時の選択肢は大別して、延長・更新と再割当・周波数再編に分かれる。各選択肢の位置づけは、各国で異なり、これら選択肢が政策背景等により決定される

*1) 制度の詳細・例外は、後続ページ参照 *2) 韓国では、旧免許を終了させ、新たに免許を付与することから「再割当」という用語を使用しているが、既存免許人に対して非競争的に再割当を行う場合について、本資料では3項の整理に従い「更新」と記載している

諸外国における免許期間が満了した周波数については、満了時における主な選択肢を中心として、免許人や政策方向性等を踏まえ対応が行われている

諸外国における免許期間満了時に関する対応事例*1（1/3）

国	No.	事例名	免許付与時期*2	初回満了時期	対応	対応の概要
米国*3	1	Broadband PCS 1800MHz	1994～1999年	2004～2009年	更新	Part24に基づき10年更新。米国2G/3G/4G全国展開周波数の中核の一つ
	2	AWS-4 2000/2100MHz	2012～2013年	2022～2023年	更新	Part27の10年免許であり、満了時は更新申請が基本。また更新後も通常は10年単位で運用。現行ULSの例でみると、AWS-4が2033年6月14日まで有効となっている
	3	SMR 800/900MHz	1995～2004年	(初回から10年)	更新	10年免許であり、満了前に更新申請を実施
	4	Lower/Upper commercial blocks 700MHz	2002～2008年	2019年	更新	Part27の10年免許であり、満了時は更新申請が基本。また更新後も通常は10年単位で運用。
	5	AWS-1 1700/2100MHz	2006～2008年	2021年頃	更新	Part27の10年免許であり、初回満了後は10年更新。3G/4Gの中帯域中核
	6	AWS H Block 1900MHz	2014年	2024年頃	更新	Part27の10年免許であり、初回満了後は10年更新
英国*4	7	2G 900MHz	1993～1994年	－	－	既存免許を継続しつつ、GSM + UMTS利用
	8	2G 1800MHz	1991～1995年	－	－	既存免許を継続しつつ、GSM + UMTS利用
	9	3G 900/1800MHz	2011年	－	－	旧2G免許の用途自由化（liberalisation）であり、満了時対応の基本は2Gと同様
	10	3G 2100MHz	2000年	2021年	更新	2000年オークションでは、免許期間20年であったが、2011年の変更により無期限化。2022年からALF（年次免許料）対象へ移行
	11	4G 900/1800/2100MHz*4	2013年	－	－	4Gのうち900/1800MHzは、旧2G免許の用途自由化、2100MHzは、旧3G免許の無期限化により継続であり、順次ALFの対象となる
	12	4G 800MHz/2.6GHz*4	2013年	－	－	満了対応なし。2033年から年次免許料

*1) 対応事例は、2000年以降に初回満了時期を迎えた免許を対象としている。また公開情報や閲覧タイミングから、2026年3月時点で調査で確認できたものを記載

*2) 免許付与時期は、調査で確認できた免許群の付与時期を期間として記載

*3) 米国は、多くの帯域が特定技術に依存しない柔軟利用型の免許であり、同じ免許上で通信世代等が転用されることから、免許の類型（license Family）で区分

*4) 英国の多くの免許は、個別免許条件上、具体的な満了期限がないため、期間満了時の対応そのものではない。そのためあくまで、比較上重要な関連事例として記載

諸外国における免許期間が満了した周波数については、満了時における主な選択肢を中心として、免許人や政策方向性等を踏まえ対応が行われている

諸外国における免許期間満了時に関する対応事例（2/3）

国	No.	事例名	免許付与時期	満了時期	対応	対応の概要
仏国	13	2G 900MHz	1991年	2006年	更新	2006年に更新。ARCEPが更新条件を定め、新たな900/1800MHz免許へ移行。白地帯対応・カパレシ/品質義務強化などの条件が付与
	14	2G 900/1800MHz	2006～2009年	2021～2024年	再割当*1	2018年「New Deal Mobile」を踏まえた再割当にて、2031年まで免許期限となる新免許を再割当
	15	3G 2100MHz	2001～2002年	2021～2022年	再割当*1	2018年「New Deal Mobile」を踏まえた再割当にて、2031～2032年までの新免許へ再割当
独国	16	2G 900MHz	1990年	2016年	再割当（オークション）	2015年の700/900/1800/1500MHz再割当にて後継権利へ移行。2015年オークションはTelefónica・Telekom・Vodafoneが落札
	17	2G 1800MHz	1993～1997年	2016年	再割当（オークション）	2015年の700/900/1800/1500MHz再割当にて後継権利へ移行。2015年オークションはTelefónica・Telekom・Vodafoneが落札
	18	3G 2000MHz	2000年	2020年	再割当（オークション）	後継利用のために2019年の2GHz/3.6GHzを対象としたオークション手続で再割当
	19	3G 2000MHz（MobilCom Multimedia）*2	2000年	2020年	返上	免許条件で定められていた「2003年までに人口25%カバー」の達成が困難な見込み等を背景として、2003年に返上
	20	3G 2000MHz（Quam）*2	2000年	2020年	取消し	展開義務を果たせず、2004年に免許・周波数割当が撤回（revocation）された
	21	2G/4G 800/1800MHz/2600MHz	2010年	2025年	延長	2025年末に満了予定であったなかで、BNetzAは2025年に5年間の暫定延長（～2030年）を決定

*1) ARCEPの文書では「再割当て（call for candidates）」とされており公募も行われている。ただし、政府、ARCEP、携帯電話事業者による「New Deal mobile」の枠組みとして行われており、結果として既存免許の条件変更として再割当が行われた

*2) これらは、厳密には満了後対応ではなく、満了前の退出事例である

諸外国における免許期間が満了した周波数については、満了時における主な選択肢を中心として、免許人や政策方向性等を踏まえ対応が行われている

諸外国における免許期間満了時に関する対応事例（3/3）

国	No.	事例名	免許付与時期	満了時期	対応	対応の概要
韓国	22	2G/3G 800/1800MHz	1997年	2011年	再割当 (オークション)	2011年満了時に、原則として3G以上用途へ再割当
	23	3G 2.1GHz	2001年	2016年	再割当 (オークション) 更新*1	2016年に100MHz幅のうち20MHz幅を再割当 (オークション)、残りの80MHz幅を更新
	24	4G 800/900/2100MHz	2010年	2021年	更新*1	2021年更新により基本は継続。LTE権利群は、 2026年満了予定の権利として継続
	25	4G 1.8/2.6GHz	2013年	2021年	更新*1	2026年満了予定の権利群として継続
	26	3G/4G 2.1GHz	2016年	2021年	更新*1	2026年満了予定の権利群として継続
	27	5G 28GHz*2	2018年	2023年	取消し	展開義務未達のため取消し
豪州	28	2G 800/1800MHz	1998～1999年	2013年	更新	多くの周波数は、更新が行われ2028年満了（ESLs プロセスと接続）
	29	2G 1.8GHz	2000年	2015年	更新	2015年に満了。一部の1800MHz帯は更新が行わ れ2028年満了（ESLsプロセスと接続）
	30	3G 2GHz	2001年	2017年	更新	多くの周波数は、更新が行われ2032年満了 (ESLsプロセスと接続)

*1) 韓国では、旧免許を終了させ、新たに免許を付与することから「再割当」という用語を使用しているが、既存免許人に対して非競争的に再割当を行う場合について、本資料では3項の整理に従い「更新」と記載している

*2) これらは、厳密には満了後対応ではなく、義務未達による取消しである

米国の免許は、一定期間・条件のもとで周波数を使用できる許可であり、10年を基本とする免許期間が設定されている

米国における免許満了時の対応に関する制度（1/2）

基本的な内容			主要な根拠法令 など
①免許の 基本情報	①-1 基本情報	- 携帯電話向けの免許は、法的位置づけとして電波の所有権そのものではなく、一定期間・一定条件のもとで周波数を使用する「利用許可」を限定期間で付与される位置づけ - 免許は、原則として譲渡・支配移転が可能であるが、FCCの承認が必要であり、免許やその権利の譲渡、または免許保有法人の支配移転は、原則として申請及びFCC承認が求められる	通信法47 U.S.C. §301 通信法47 U.S.C. §310(d)、通信法47 CFR §1.948
	①-2 免許期間	- 免許期間は帯域により異なることを前提に、10年が基本であり、一部初期免許等に例外がある ✓ Part24*1：10年 ✓ Part27*1：主に10年 ※AWS-1は、原則10年、2009年12月31日以前のは15年 ※AWS-3は、初回12年、更新後10年などもある	通信法47 U.S.C. §301 通信法47 U.S.C. §310(d)、通信法47 CFR §1.948
	①-3 免許の義務等	構築期限（Construction period）、カバレッジ要件（coverage）、サービス提供開始期限（substantial service period）などを要件として設定し、期限内に要件を満たさない場合は免許は自動的に失効する - ただし、FCC Form601を提出することで構築期限またはカバレッジ期限の延長を申請することが可能	通信法47 CFR §1.946

*1) 通信法47 CFR Parts1, 27は、AWS-1/H Block/AWS-3/AWS-4の免許を規定、通信法47 CFR Part24は、Broadband PCSを規定

基本的に更新で対応され、免許期間満了前に所定の申請を行う必要がある。周波数再編等は、政策変更に伴う告示等をトリガーに進められる場合が多い

米国における免許満了時の対応に関する制度（2/2）

更新審査制度はあるが、延長・更新に係る特別費用に該当するものは見当たらない		基本的な内容	主要な根拠法令など
②免許期間満了時の選択肢	②-1 満了時の選択肢	延長・更新 基本的に更新*1（renewal）される場合が多い 競争的再割当 更新申請が行われなかった帯域や更新申請が却下された帯域等については、オークション等で割当てを行う 周波数再編 （主に政策変更時に実施される）*2	—
	②-2 更新時の基本手続き	- 更新申請は、免許期間満了日の90日前から満了日までの間にFCC Form601または605をFCCへ提出する - 更新申請の許可基準である更新基準（renewal standard）を満たしていないと判断された場合は、更新申請は却下される 更新時にも追加義務が付される場合がある ✓ AWS-3、AWS-4、H Blockも初期の基準達成に加え、継続してサービス要件を満たしていることが求められている	通信法47 CFR §1.949
	②-3 再配分の基本手続き	更新申請が却下された周波数や周波数再編に伴い新たに割り当てられることとなった周波数等については、原則として、47 U.S.C. §309(j)等に基づき、競争入札（auction）が行われ、新たな初期免許として再付与される	通信法47 U.S.C. §309(j)

*1) 自動更新を意味するものではなく、一定の条件を満たし、更新申請をすれば更新される場合が多いことを示す

*2) 携帯電話以外が使用していた周波数帯を携帯電話に割り当てるための周波数再編等が行われた事例はあるが、携帯電話に使用されている周波数同士での事例は、今回確認した公開資料の範囲では確認できなかった

具体的事例を通した手続きの詳細は、次ページ以降

9

米国の周波数再編は、FCCによるNPRMやNOIなどの公示・意見募集を経て、R&Oの公示に基づき推進される。必要に応じて既存免許条件の修正も行われる

2013年 AWS-4の周波数再編

本周波数再編は、移動衛星サービス（MSS）として保有されていた2GHz帯について、①地上系の利用用途を追加、②AWS-4ルールを策定、③既存のMSS免許を修正

具体的な手順

年月	アクション名 (主な主体)	概要
2010年7月	政策方向性の検討開始 (FCC)	FCCがMSSに係る NPRM/NOI*1を公示し 、2GHz帯を含むMSS利用帯での地上系活用の検討を開始
2011年4月	政策の方向性提示 (FCC)	FCCが2GHzに固定系/移動系の共用配分を追加し、地上系ブロードバンド利用の前提を整備
2012年3月	政策に関する公示 (FCC)	AWS-4の NPRM/NOI（FCC 12-32）が採択 され、周波数帯の構成、免許区域、技術規則、隣接帯域干渉などに対して具体的な 意見募集を開始
2012年12月	報告及び命令 (FCC)	AWS-4 R&O*2（FCC 12-151）が採択
2013年2月	既存免許の修正 (FCC)	AWS-4 Order of Modificationにより、衛星通信事業者のGamma AcquisitionとNew DBSD Satellite Servicesの MSS既存免許を修正

2021年 800MHzの周波数再編

本周波数再編は、800MHz帯で公共安全無線システムが受けていた有害干渉を解消するために実施され、Sprintなどの商用セルラーシステムを帯域上側、その他を帯域下側へ再配置した

具体的な手順

年月	アクション名 (主な主体)	概要
2004年8月	報告及び命令 (FCC)	R&O（FCC 04-168）により、 800 MHzの公共安全無線システムが、Sprintなどの商用セルラーシステムに有害干渉を受けていたことが認定 され、これを解消するために800MHzの周波数再編が採択
2005～2019年	周波数再編 (免許人)	免許人は、以下の流れで調整を行う ✓ RFPF*3提出 ✓ PFA交渉 ✓ FRA交渉 免許人は、新チャネルへの再調整、無線機交換、インフラ設備の再試験、切り替え、移行完了チェックを行い、順次移行を進める。結果として 2,100超の免許人が新しいチャネルへの移行した 。 ※2019～2020年は、クローズ手続き
2021年4月	終了 (FCC)	FCC21-41により、800MHzの周波数再編プログラムを正式に終了

*1) NPRM（Notice of Proposed Rule Making；規則制定提案告示）、NOI（Notice of Inquiry；情報請求告示）

*2) R&O（Report and Order；報告及び命令）

*3) RFRP（Request for Planning Funding）、RFA（Planning Funding Agreement）、FRA（Frequency Reconfiguration Agreement）

英国の免許は、許可された方法のもと無線設備を設置・使用できる権限。英国における全国携帯電話向けの主要免許は、取消しや自主返納まで継続され、実質無期限

英国における免許満了時の対応に関する制度（1/2）

		基本的な内容	主要な根拠法令など
① 免許の基本情報	①-1 基本情報	Ofcomが付与する免許（wireless telegraphy licence）として、<u>許可された方法のもと無線設備を設置・使用することができる権限</u>として位置づけ	Wireless Telegraphy Act 2006
	①-2 免許期間	- 法律で免許は、「免許に定める期間」存続すると定められており、一律の免許期間は定められていない。個々の免許で期間が設定される - 全国携帯電話向けの免許では、免許で定める期間について、Ofcomが取消す、あるいは免許人が返上するまで継続となっており、<u>具体的な期限は定められていない</u>^{*1} - 但し、初回の免許付与から一定期間が経過した後は、ALF^{*2}が生じる仕組み。例えば、2013年頃の800MHz/2.6GHz免許では2033年から、2021年の700MHz/3.6-3.8GHz免許では2041年から、ALFが生じる	Wireless Telegraphy Act 2006 Schedule 1 paragraph 5
	①-3 免許の義務等	800MHz/2.6GHz免許や700MHz/3.6-3.8GHz免許を例として、以下が主な義務として設定されている ✓ 周波数・出力・帯域外放射などの技術条件遵守 ✓ Ofcomが通知する国内・国際調整手続への従属 ✓ Ofcomの立入検査受忍 ✓ 干渉や緊急時の改修・出力制限・停止命令への対応 など <u>Ofcomは書面通知等により免許の義務等を変更することができる</u>	（個別ライセンス）Wireless Telegraphy Act 2006 第12条・第13条 Schedule 1 paragraph 6

*1) 800MHz/2.6GHz免許、700MHz免許、3.6-3.8GHz免許など

*2) Annual Licence Fees：年次免許料

11

免許が無期限継続型であることから、延長・更新などは前面に出ない構図。また再割当等も一度Ofcomに返却されたのち、新規割当てプロセスと同様に付与される

英国における免許満了時の対応に関する制度（2/2）

		基本的な内容	主要な根拠法令など
② 免許期間満了時の選択肢	②-1 満了時の選択肢	- 全国携帯電話向けの主要免許の多くは、個別免許条件上、<u>具体的な免許期間が定められていない（無期限継続型）</u>ことから、更新/延長は基本的に行われない - そのため、再割当は、<u>免許の返上・取消・再編等により、Ofcomに周波数が返却される</u>ことを前提とする - 競争的需要がある場合は、通常オークション等で割当てられる	—
	②-2 更新時の基本手続き	<u>全国携帯電話免許が通常は失効しない</u>ため、既存免許の期限切れに伴い延長・更新することは基本的には行われない - 免許期間が定められている場合においては、免許期間等を変更するには、客観的正当化を要し、原則として理由を公示したうえで、免許人に最低30日の意見提出期間を与える必要がある。また免許期間終了後1か月以内に対応を決定し、その決定理由を通知する必要がある	Wireless Telegraphy Act 2006 Schedule 1 paragraphs 6, 6A, 7
	②-3 再配分の基本手続き	- 全国携帯電話免許が通常は失効しないため、免許期間満了に伴う再割当てというものは基本的に生じない - 他方、<u>免許期間にかかわらず、免許の返上・取消・再編等により、Ofcomに周波数が返却されることを前提に再割当が行われる</u>ことはある - 再割当ての際、競争的需要がある場合は、通常オークション等で割当てられる	Wireless Telegraphy (Licence Award) Regulations 2020

更新時の一時金ではなく、満了後の継続利用に対しALFを課す
例) 900 MHzは、1.032Mポンド/MHz/年

900/1800/2100MHzは、3,4,5G化に伴い順次免許要項等が変更されている。トリガーは、Ofcomによる政策方向性の提示から通信事業者の変更要請など、場合による

2007～2022年 900/1800/2100MHz周波数再編

フェーズ		年月	アクション名 (主な主体)	概要
①	1	2007年11月	政策方向性の提示 (Ofcom)	Ofcomは、通信事業者4社（Vodafone、O2、T-Mobile、Orange）に割当てられている900/1800MHzを将来的に3Gなどに活用することを示す
	2	2010年12月	政府による (政府→Ofcom)	政府が「The Wireless Telegraphy Act 2006 (Directions to OFCOM) Order 2010」を示し、900/1800MHzのGSM/UMTS両方での利用を求める
	3	2011年1月	3G化 (Ofcom)	Ofcomが900/1800MHzの免許を変更し、UMTS（3G）利用可とする
②	1	2013年2月	4G化 (Ofcom)	Ofcomが公開協議を経て、900/1800/2100MHzをLTE/WiMAX（4G）にも利用可能とすることを提示。また、900MHzでは3G/4G向け出力条件も見直し
	2	2014年8月	追加的な技術的条件の緩和 (Ofcom)	1800MHz免許の最大基地局出力を3dB引き上げるなど、より効率的な3G/4Gの展開を後押しする変更を実施
③	1	2021年4月	免許変更の要請 (通信事業者)	VodafoneとTelefónicaが5Gへの転用等のため免許条件の変更を要請*1
	2	2022年5月	5G化 (Ofcom)	Ofcomは、Vodafone及びTelefónicaからの要請を踏まえ、公開協議を経て、900/1800/2100MHz（及び2.6GHz）帯のライセンス技術条件を見直し、最新技術の導入に対応するとともに、ライセンス上の技術制限を除去して技術中立化した

*1) Vodafoneは、既存周波数を規制上の制約を限定的にしながら5Gへ転用することを要請。Telefónicaは、2.6GHzの制限を撤廃することを要請

13

仏国の免許は、国家の財産を一定条件のもと利用する権利であり、免許期間は投資回収期間や政策目的等を踏まえつつ、上限20年で設定される

仏国における免許期間満了時の対応に関する制度（1/2）

		基本的な内容	主要な根拠法令 など
①免許の 基本情報	①-1 基本情報	- 全国携帯電話に関する免許は、ARCEPが付与する周波数利用許可であり、国家の財産に対する一定の条件のもとでの利用権の位置づけ - ARCEPが周波数利用許可を客観的・透明・非差別的条件下で付与すること、また許可の内容として、技術条件・サービス条件・カバレッジ・期間・料金・干渉防止・国際義務・実使用基準・応募時のコミットメント等が規定される	CPCE L.42-1条
	①-2 免許期間	- 周波数利用許可の初期期間は、投資回収や政策目的に適合するよう定められることが求められ、最長20年。以下、具体的例 900/1800MHzは、Orange、SFRなどに15年 2100MHzは、Orange、SFR、Bouygues Telecomに20年 2018年の再割当は、政府・ARCEP・事業者の合意に基づく「New Deal mobile*1」のもと、カバレッジ義務などが付与されたうえで10年	CPCE L.42-1条
	①-3 免許の義務等	- 免許条件として、技術仕様、ネットワーク・サービスの性質、継続性・品質・可用性、展開スケジュール、カバレッジ、干渉防止、公衆の電磁界曝露制限、国際協定由来義務、実使用基準、応募時コミットメント、インフラ／ネットワーク共有義務等を定めることが可能 政府・ARCEP・事業者の合意に基づく「New Deal mobile」後の免許は、カバレッジ義務*2などが含まれている	CPCE L.42-1条

*1) 2018年1月にフランス政府、ARCEP、携帯電話事業者の間において、全国の携帯電話カバレッジ改善に向けてなされた合意

*2) 具体例として、既存2G/3Gサイトの4G化、主要道路のカバレッジ、通勤鉄道カバレッジ、各事業者5,000地点の新規カバー、品質改善、屋内カバレッジ改善等がある

14

仏国は、延長及び更新の枠組みを有する。基本的には、ARCEPによる草案作成、公開協議を経て、免許期間満了時の選択肢が取られる

仏国における免許期間満了時の対応に関する制度（2/2）

基本的な内容		主要な根拠法令 など		
②免許期間満了時の 選択肢	②-1 満了時の 選択肢	延長・更新 延長（extension/prolongation）*1または更新（renewal）*2が行われる。また、更新の際に付す条件が既存免許内容と異なる場合は、公開協議を伴いながら行われる 再割当 ARCEPが草案作成・公開協議を行いながら、公募等によって割当てられる 周波数再編 主に政策変更時の実施として、草案作成・公開協議等を通して進められる	—	
	②-2 更新時の 手続き	- 更新の際に付す条件が既存免許内容と異なる場合は、ARCEPは公開協議（consultation publique）を行う。またこれら公開協議の際、免許人以外の事業者における周波数需要の有無なども考慮される - ARCEPが更新決定を行う際に考慮すべき要素として以下が明記 ✓ 政策目的 ✓ 技術・市場の変化に照らした周波数利用効率 など	CPCE L.42-1条 CPCE L.42-2条	
	②-3 再配分等の 手続き	- 草案作成・公開協議等を通して進められる 2018年「New Deal Mobile」では、以下の手続きが取られた - ARCEPが草案を作成、公開協議を実施 - 政府が、ARCEPの提案に基づいて公募を開始 - 候補者が応募書類を提出。ARCEPが応募を審査・選定 - 選定後、新たな免許が付与され、必要に応じて既存免許にも中間的義務が追記	CPCE L.42-2条	

*1) 免許の既存利用権を継続させる制度
*2) 満了時に再審査を行い免許の継続を決定する制度

具体的事例を通した手続きの詳細は、次ページ以降

15

2018年900MHz帯等の再割当は、2018年1月の「New Deal Mobile」に基づき、2021～2024年に順次満了予定であった既存免許に対し、公募のうえ追加義務を付与して再割当*1

New Deal Mobile

- 地方を含む全国のモバイルカバレッジ底上げのため、2018年1月に政府・ARCEP・携帯電話事業者の合意として打ち出された枠組み。具体例として、既存2G/3Gサイトの4G化、主要道路のカバレッジ、通勤鉄道カバレッジ、各事業者5,000地点の新規カバー、品質改善、屋内カバレッジ改善等がある
- 2018年に既存免許へ義務を書き込みつつ、900/1800/2100MHzの再割当を通じて、2031年前後まで続く長期的な制度となっている

仏国における免許期間満了時のアクションと2018年の対応プロセス

アクション名	アクション概要	2018年の対応プロセス	
		日付	実際のアクション
① ARCEPによる将来方針の検討	- 再割当・延長・更新の選択に向け政策・市場分析を開始 - 競争、周波数需要、技術進化などを調査して考慮	2018年1月	New Deal Mobile。2021～2024年に満了する周波数の対応に向けた方針が確認
② ARCEPによる公開協議	- ARCEPが再割当・更新・延長に関する「公開協議案」を提示 - ARCEPが協議結果を整理し、政府に提案する方針を形成	2018年4月	900/1800/2100MHz公開協議案を公表
③ 政府による再割当/延長・更新を判断	ARCEPの提案に基づき、政府が再割当/延長・更新のどちらを採用するか判断	2018年8月	ARCEPの提案を受け、政府が新規入札公募を開始
④ 再割当結果の公表	政府が新規免許の付与決定を行い、ARCEPが発行・通知	2018年10月	再割当の結果公表
⑤ 再割当の実施	再割当を受けた事業者の帯域運用開始	2021年～	2021以降の利用開始に向け、帯域割当結果に即した運用移行計画を各社が整備

*1) ARCEPの文書では「再割当て（call for candidates）」とされており公募も行われている。ただし、政府、ARCEP、携帯電話事業者による「New Deal mobile」の枠組みとして行われており、結果として既存免許の条件変更として再割当が行われた

16

独国の免許は、周波数計画に従った目的のみに利用する権利として位置づけられ、割当条件に更新基準等も記載される。一般的な免許期間は、15年を下限とする

独国における免許満了時の対応に関する制度（1/2）

		基本的な内容	主要な根拠法令など
①免許の基本情報	①-1 基本情報	①公衆通信ネットワーク／サービスを行うための一般認可（届出ベース）と②携帯電話用の無線周波数を使うための個別の周波数割当の2つがある ※以下、主には周波数割当を対象とする - 原則として、あらゆる周波数利用には事前の割当が必要であり、割当は周波数計画に従った、目的のみに利用する権利として付与される - 割当の中身として、少なくとも以下が記載される ✓ 周波数利用の種類・範囲 ✓ 延長（更新）の一般基準 など	TKG*1 §91
	①-2 免許期間	- 周波数は、原則として有期であり、期間は当該利用に照らして適切かつ必要投資の回収を適切に行えるよう考慮される - 無線ブロードバンド向けの周波数割当については、一般に15年以上の利用期間が設定される。以下、一部具体例 ✓ 2015年オークション：主に19年 ✓ 2019年オークション：15～22年	TKG §92(1) TKG §92(3)
	①-3 免許の義務等	- 効率的かつ他周波数を妨害しないことが前提 - BNetzAは、割当条件としてカバレッジ義務等を課することが可能 BNetzAは、競争促進のため、既存の周波数利用権（周波数割当）の割当て条件の変更を行うことが可能	TKG §105

*1) TKG：ドイツ通信法

17

独国は、割当時に定められた基準に基づき延長がなされる。再割当等の判断は、対象周波数の希少性や競合状況等を加味して、BNetzAにより判断される

独国における免許満了時の対応に関する制度（2/2）

		基本的な内容	主要な根拠法令など
2025年延長では、延長の対価（追加の更新料・延長料）は明示されていない	②-1 満了時の選択肢	延長 初回の免許時に延長（extension）の一般基準*1（general criteria）が記載される	—
		競争的再割当 対象周波数が不足している、または複数申請が競合している場合などは、BNetzAによる競争的付与手続が可能	
		周波数再編 主に政策変更時に実施される。技術転換、帯域の組替え、ローミング・共同利用条件の付加などがある	
	②-2 更新時の基本手続き	- 有期の免許は一定の場合に延長される。延長の条件は、割当時に免許に記載される - 但し、延長判断は、規制目的・周波数政策目的・競争促進・市場状況・他社需要なども考慮され判断される	TKG §92 TKG §99
②免許期間満了時の選択肢	②-3 再配分等の手続き	周波数が希少で、より広い周波数再編や競争政策上の観点から延長が適切でない場合、BNetzAは延長を行わず、後日の競争手続に回すことが可能	TKG §91, §99 ,§100, §105

*1) 将来延長する場合に満たすべき一般的・事前的な判断基準

具体的事例を通した手続きの詳細は、次ページ以降

18

BNetzAは、2016年12月に免許期間満了の2G 900/1800MHzについて事業者需要等を集めたのち、公開協議等を経てオークションによる再割当てを実施

独国における2G 900/1800MHzのオークションによる再割当ての手順（Mobile Broadband - Project 2016）*1

年月	アクション名 (主な主体)	概要
2011年12月	需要把握の開始 (BNetzA、関心事業者*2)	BNetzAは、 2016年12月に免許期間満了予定の2G 900/1800MHz について、周波数の需要を把握する手続を開始。同周波数の利用に関心を有する事業者は、需要見込み（希望する周波数量、事業計画、技術・運用能力など）を届け出る
2012年5月	需要把握の具体化	BNetzAは、需要把握の結果を踏まえた政策方向性を提示
2013年6月	公開協議のための草案 (BNetzA)	BNetzAは、 オークション実施を前提とする制度設計案 を含む、公開協議のための草案、及び中長期の周波数戦略に関する文書を公表
2014年7月	需要更新 (BNetzA、関心事業者)	TelefónicaとE-Plusの統合について、統合後に周波数が効率的に使われるか？等を審査、統合審査（BK1-13/002）を受けて、BNetzAが需要計画のアップデートを要請。対象事業者は、統合後の市場構造を踏まえて必要スペクトルを再提出
2014年10月	決定草案の公表 (BNetzA)	BNetzAが700/900/1800/1500MHzの付与方針・オークションルール案を公表。関心事業者は、意見提出等を進める
2014年12月	政治的前提の確立 (連邦政府、州政府)	700MHz帯は従来地上波テレビに利用されていたため、州の放送政策等と調整が必要であり、2014年12月に開催された州首相会議において連邦政府と州が合意。州側は放送移行に協力し、連邦側はオークション実施の政策的基盤を準備
2015年1月	公聴会と最終決定 (BNetzA、通信事業者など)	2015年1月に公聴会を実施し、同月28日にBNetzAが最終決定（BK1-11/003）を公表。以降、BNetzAはオークションの法的枠組みの整備、事業者側は参加戦略・資金計画・入札方針を検討
2015年4月	オークション参加資格確定 (BNetzA)	BNetzAはオークション参加資格の審査を完了、参加企業を認定。事業者側は、保証・資金手当・入札オペレーション体制などを整備
2015年6月	落札結果確定 (BNetzA)	落札結果は、Telefónicaが700/900/1800MHz、Telekomが700/900/1800/1500MHz、Vodafoneが700/900/1800/1500MHzを取得。BNetzAは結果公表、事業者は落札後の支払・ネットワーク計画へ移行
2016年末	旧GSM帯の法的継続性確保	900/1800 MHzの既存利用権は2016年末満了であるため、落札事業者は既存ネットワークを途切れさせない移行計画を実行。BNetzAは「法的・計画的確実性を満了前に与える」ことを目的にこのオークションを実施*3

*1) BNetzAによる2016年末に満了する旧GSM系の後継をどうするか検討するプロジェクトを総称して「Mobile Broadband - Project 2016」という

*2) 対象周波数の利用に興味を持つ事業者全般への意見募集形態。但し確認できる範囲では、既存通信事業者による意見のみであった

*3) 主に音声通信・ブロードバンドインターネットアクセスの利用を想定

19

韓国における周波数割当は、特定の周波数を利用できる権利として位置づけられ、免許期間は最長10～20年で設定される

韓国における免許期間満了時の対応に関する制度（1/2）

		基本的な内容	主要な根拠法令など
①免許の基本情報	①-1 基本情報	- 韓国の免許は、①電気通信事業法上の基幹通信事業登録と②電波法上の周波数割当がある ※以下、主には電波法上の周波数割当を対象とする - 周波数割当は、特定の周波数を利用できる権利を与える位置づけ - 携帯電話等の公衆向け通信は、MSITが、「誰が申請できるか、どの周波数をどの用途・技術方式で割り当てるか」をあらかじめ公告し、申請・審査・割当が行われる - 割当方式は、以下2つに大別 ✓ 対価による割当：原則として価格競争（オークション）で行う方式 ✓ 審査による割当：価格競争を行わない場合に、周波数利用効率、申請者の財務能力・技術能力等を審査して割り当てる方式	RADIO WAVES ACT 電波法
	①-2 免許期間	- 以下の最大期間が設定されており、利用期間が経過すると、周波数を利用できる権利は終了する ✓ 対価による割当：最長20年 ✓ 審査による割当：最長10年	電波法11条、12条
	①-3 免許の義務等	- 周波数割当を受けた免許人は、以下の義務を負う ✓ 割当対価の納付 ✓ 公告された用途・技術方式の遵守 ✓ MSITが付した条件の遵守	電波法11条 電波法施行令第11条

免許期間満了時には再割当又は更新*1が行われる。既存免許人は満了6か月前までに更新申請を行う。また一定条件が満たされた場合、MSITによる周波数の回収や再編が可能

韓国における免許期間満了時の対応に関する制度（2/2）

再割当対価あり。2026年満了分の再割当では、再割当対価の総額は、約3.1兆ウォン。基地局追加整備で更なる引き下げ可能性		基本的な内容	主要な根拠法令など
②免許期間満了時の選択肢	②-1 満了時の選択肢	- 既存免許人の継続利用を前提とする運用が近年の事例ではみられる - 但し、周波数配分が変更された場合、または利用実績が低い場合、もしくは帯域再編で効率向上が必要な場合は、MSITは周波数の回収又は再配置が可能 - その際、公開説明会等を通して意見を求めることができる	—
	②-2 既存免許人への更新の手続き	- 既存免許人が更新を受けようとする場合、免許期間満了日の6か月前までに更新申請を行う。申請は、周波数利用計画を含む、公告で定める書類を提出する必要がある - MSITは更新を行う際、利害関係者に免許期間や条件などの意見提出（公開説明会等）をを求めることができる	電波法施行令第18条第1項
	②-3 回収・再編の手続き	- MSITは、以下に該当する場合に周波数の回収または再編が可能 ✓ 周波数配分が変更された場合 ✓ 利用実績が低い場合又は帯域再編で効率向上が必要な場合 - MSITが周波数再編を行う場合、官報・ウェブサイト・新聞等で公告しなければならず、その公告には目的、対象、実施時期、損失補償基準、請求・支払方法等を含める必要がある - 新たに周波数を分配・回収・再配置しようとするときは、周波数審議委員会の審議を経る必要がある	電波法第6条の2

*1) 韓国では、旧免許を終了させ、新たに免許を付与することから「再割当」という用語を使用しているが、既存免許人に対して非競争的に再割当を行う場合について、本資料では3項の整理に従い「更新」と記載している

具体的事例を通した手続きの詳細は、次ページ以降

韓国は、周波数計画による大方針のもと、個別周波数の政策方向性をMSITから提示のうえ、公開説明会等を経て各選択肢が実行される

2021年満了を迎える計310MHz幅の更新

2021年頃に免許期間満了予定であった2G・3G用の周波数計310MHz幅の更新を行った事例。2Gは、LG U+がサービス終了を申請し更新せず、3Gのみ既存免許人へ更新を行った

具体的な手順

年月	アクション名 (主な主体)	概要
2020年6月	政策方向性の提示 (MSIT)	2021年に利用期間が満了する移動通信周波数310MHzについて、利用者保護のため、既存免許人へ更新する方針を公表
2020年11月	公開説明会の開催 (MSIT、KISDIなど)	2.6GHzは5年固定、その他は5〜7年で選択可能とし、更新対価も確定
2021年1月	2G終了方針の表明 (LG U+)	2021年6月末までに2Gサービスを終了する方針を公表し、政府に2G事業廃止申請書を提出
2021年6月	2G終了 (LG U+)	2Gサービスを正式終了し、2G用周波数の利用を停止
2021年12月	更新完了の発表 (MSIT)	2021年満了分の移動通信周波数290MHzの更新完了を公表する。上半期満了分は95MHz更新、下半期満了分は195MHz全量更新

2026年満了を迎える計370MHz幅の更新・再編方針

中期2026年満了予定の3G/4G用の周波数について、サービス継続性の確保等を理由として、計370MHz全全てを既存免許人へ更新する方針として決定。2026年に順次更新申請及び履行が予定されている

具体的な手順

年月	アクション名 (主な主体)	概要
2024年9月	中期計画の策定 (MSIT)	「周波数計画2024〜2027」を公表、2026年頃満了予定の計370MHz幅の方向性を6月に提示予定とした
2025年6月	政策方向性の提示 (MSIT)	3Gの連続性、LTE品質維持、NSA型5GでのLTE依存、利用者保護などを理由として、全てを既存免許人へ更新する方針を決定
2025年12月	公開説明会の開催 (MSIT、KISDIなど)	公開説明会を開催し、学界・研究界・事業者・消費者団体から意見を集めた
2025年12月	詳細政策の確定 (MSIT)	主要内容は、①3G/4Gの計370MHz幅を既存免許人へ更新、②1.8/2.6GHzは、将来の6G等を見据え3年、それ以外は5年が利用期間、③5G屋内無線局を2万局以上新設した場合、更新対価を引き下げ
2025年12月	通信事業者3者の更新申請	2026年12月満了分の更新申請を提出

豪州は、通信キャリア免許と周波数免許があり、排他的権利は周波数免許が担う。周波数免許の免許期間は、最長20年

豪州における免許満了時の対応に関する制度（1/2）

		基本的な内容	主要な根拠法令など
①免許の基本情報	①-1 基本情報	- 通信キャリア免許（carrier licence）と周波数免許（spectrum licence）があり、特定の地理的範囲と周波数帯で多数の無線設備を運用できる権利である<u>周波数免許が排他的権利</u>となる位置づけ ※以下、主として周波数免許を対象としている	Telecommunications Act 1997 Part 3 Radiocommunications Act 1992 Part 3.2
	①-2 免許期間	- 免許期間は、最長20年 - 直近では、携帯電話等に用いられている多くの長期周波数免許については、2028年～2032年にかけて満了することから、Expiring Spectrum Licences (ESL) として更新プロセスを大規模推進中（別途、後述）	Radiocommunications Act 1992 SECT 65
	①-3 免許の義務等	- 周波数帯・地理的範囲、送信機登録、技術仕様などが記載される - 周波数免許には、ACMAの手数料、周波数アクセス料、周波数免許税などの支払い義務を含める	Radiocommunications Act 1992 SECT 67

23

豪州の更新は、個別免許に定められた更新規定に基づき行われる。またACMAは、免許期間満了予定の免許について、新たな免許取得を希望するものから意向表明を募集可能

豪州における免許満了時の対応に関する制度（2/2）

		基本的な内容	主要な根拠法令など
更新料（spectrum access charge）を要する。2026年3月時点のESLsでは、総計73億豪ドルの見込み ②免許期間満了時の選択肢	②-1 満了時の選択肢	更新	基本的な免許は、更新規定（Renewal statement）が定められており、これに従う。 更新時に条件（義務）が変更される場合もある
		競争的再割当	ACMAは、満了予定の免許について、新たな免許取得を希望するものから意向表明を募集する
		周波数再編	周波数再編条項により、少なくとも12か月再編期間を設けながら方針を決定する
	②-2 更新時の基本手続き	- 周波数免許は、更新に関する以下の分類があり、免許に規定 - 更新不可 - ACMA裁量で更新可 - 一定事情がある限りACMA裁量で更新可 - 免許に定められた更新申請期間内に更新申請を行う必要がある。またACMAは、免許人に対して必要に応じて追加情報を要求可能	Radiocommunications Act 1992 SECT 65A Radiocommunications Act 1992 SECT 77B
	②-3 再割当等の基本手続き	- ACMAは、免許期間満了予定の免許について公表し、新たに免許取得を希望する者から周波数利用の関心等に関する意向表明を募集することができる - その後、通常の割当枠組みに接続され、割当手段の選択肢から周波数が配分される - 手続が進み、新たな周波数免許が付与される	Radiocommunications Act 1992 SECT 78, 80, 81

豪州ACMAは、2028～2032年に期間満了を迎える複数の周波数免許に対して、満了後の選択を円滑に行えるためのガイドライン「ESLプロセス」を実施中

ESL
プロセス^{*1}

▶ 豪州では、全国携帯電話用を含む無線免許の多くが2028年6月から2032年10月に期間満了を迎えることを受け、既存免許人の更新申請を促進するため、満了後の選択肢（更新、更新＋条件変更、再編、オークションなど）をどのように評価するかをサポートしていく枠組みを整備

▶ ACMAが毎年発行している「周波数5か年展望（FYSO; Five-Year Spectrum Outlook）」におけるFYSO2023-2028でも、ESLプロセスが極めて重要な優先課題として位置づけられている

ESLプロセスの実施流れ

	プロセス名	時期	実施内容
第1段階	プロセスに関する協議	2023年Q2～Q4	- ESLをどのように進めるかの基本プロセス・判断枠組みについて、ACMAが基本形を提示のうえ、意見募集を実施 - 以後の第2～4段階の進め方の土台を確定
第2段階	情報収集、代替ライセンスの検討	2024年Q1～Q4	- 既存免許人に対して、過去・現在・将来の利用状況やニーズの情報提供を募集 - 代替ユースケースや条件案の可能性を洗い出し、第3段階の「暫定見解」に繋げる
第3段階	暫定的な見解の提示 （更新オプション、ライセンス契約、ライセンス条件、スペクトラム価格など）	2025年Q2	第2段階で得られた情報を踏まえ、ACMAが周波数帯ごとの暫定見解を提示、意見募集を実施
第4段階	帯域ごとの対応方針の決定	2025年Q4～2026年Q2	- 更新申請の受付プロセス、及びACMAの意思決定手順（申請後の審査ステップ等）を提示、意見募集を実施 2026年1月時点で既に手順は提示済みであり、意見を募集中

現時点での
見通し

- ✓【ACMAの見解】携帯電話・NBN向け周波数については更新を支持
- ✓【ACMAの方向性】携帯電話・NBN向け周波数の免許期間は、2044年まで
- ✓【ACMAの方向性】ACMAが2025年12月時点の価格見解として総額73億豪ドルを提示

*1) ACMA、ESLフレームワーク、<https://www.acma.gov.au/expiring-spectrum-licences>